

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる

島根創生計画

[第 2 期]

令和 7 年度（2025 年度） — 令和 11 年度（2029 年度）

（案）

島 根 県

「笑顔あふれる しまね暮らし」宣言

島根には、自然と歴史の中で営んできた、人々の豊かな暮らしがあります。

近所では、子どもたちが元気に走り回り、
若者は恋愛をし、趣味を楽しみ、地域活動にも参加する。
家族を思い、やりがいのある仕事に就き、
高齢になっても、元気で生きがいを感じている。
皆で囲む食卓は笑い声に包まれ、穏やかで心地よい時間が流れる。

そんなごく普通の暮らしです。

地域の助け合いや絆が残る古き良き人間関係が、郷土愛と誇りを育み、
人々の多様な関わりを通して生まれる新しい試みが、未来への希望を高め、
暮らしをより豊かなものにしていきます。

この人間らしい、温もりのある暮らしを、ここで営み続けたい。
未来の子どもたちへ、大切に贈り届けたい。
日本中の多くの人へ、島根にしかない暮らしを知ってもらいたい。

「島根創生」を進めるにあたり、改めて

「笑顔あふれる しまね暮らし」を守り、育て、未来へつなげていくことを、
ここに宣言します。

目 次

はじめに

1 島根を取り巻く情勢.....	1
2 島根が目指す将来像.....	2
3 計画の概要.....	3
4 計画の体系.....	4
5 計画推進のための手法	6
6 県民の皆様と共有していきたい「島根の良さ や魅力」	7

第1編 人口減少に打ち勝つための総合戦略

序 総合戦略の推進 10

1 総合戦略の理念.....	10
2 総合戦略の数値目標.....	12
3 島根県の将来人口の推計（島根県人口シミュ レーション2025）	15

I 活力ある産業をつくる 18

1 魅力ある農林水産業づくり	
(1) 農業の振興.....	19
(2) 林業の振興.....	20
(3) 水産業の振興.....	21
2 力強い地域産業づくり	
(1) ものづくり・IT産業の振興.....	22
(2) 観光の振興.....	24
(3) 地域資源を活かした産業の振興.....	25
(4) 成長を支える経営基盤づくり	26
(5) 産業の高度化の推進.....	27
3 人材の確保・育成	
(1) 多様な就業の支援.....	28
(2) 働きやすい職場づくりと人材育成	29

II 結婚・出産・子育ての希望をかなえる 30

1 結婚・出産・子育てへの支援	
(1) 結婚への支援.....	31
(2) 妊娠・出産・子育てへの支援	32

Ⅲ 地域を守り、のばす 34

- 1 中山間地域・離島の暮らしの確保
 - (1) 小さな拠点づくり..... 35
 - (2) 持続可能な農山漁村の確立..... 36
- 2 地域の強みを活かした圏域の発展
 - (1) 牽引力のある都市部の発展..... 37
 - (2) 世界に誇る地域資源の活用..... 38
- 3 地域の経済的自立の促進
 - (1) 稼げるまちづくり..... 39
 - (2) 地域内経済の好循環の創出..... 40
- 4 地域振興を支えるインフラの整備
 - (1) 高速道路等の整備促進..... 41
 - (2) 空港・港湾の機能強化と利用促進..... 43
 - (3) 産業インフラの整備促進..... 44
 - (4) I C T・デジタル化の推進..... 45
- 5 地域の生活基盤を支える人材の確保
 - (1) 地域生活交通を担う人材の確保..... 46
 - (2) 医療・介護・福祉サービスを担う人材の確保..... 47
 - (3) 道路等のインフラの整備や維持管理を担う人材の確保..... 48

Ⅳ 島根を創る人をふやす 49

- 1 島根を愛する人づくり
 - (1) 学校と地域の協働による人づくり..... 50
 - (2) 地域で活躍する人づくり..... 51
 - (3) 地域を担う人づくり..... 52
 - (4) 島根かみあり国スポ・全スポに向けた人づくり... 53
- 2 新しい人の流れづくり
 - (1) しまねの「暮らし」や「魅力」の情報発信..... 54
 - (2) 若者の県内就職の促進..... 55
 - (3) Uターン・I ターンの促進..... 56
 - (4) 関係人口の拡大..... 57
- 3 女性活躍の推進
 - (1) あらゆる分野での活躍推進..... 58
 - (2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり..... 59

第2編 生活を支えるサービスの充実

V 健やかな暮らしを支える 61

- 1 保健・医療・介護の充実
 - (1) 健康づくりの推進..... 62
 - (2) 医療の確保..... 63
 - (3) 介護の充実..... 64
- 2 地域共生社会の実現
 - (1) 地域福祉の推進..... 65
 - (2) 高齢者の活躍推進..... 66
 - (3) 障がい者の自立支援..... 67
 - (4) 子育て福祉の充実..... 68
 - (5) 生活援護の確保..... 69

VI 心豊かな社会をつくる 70

- 1 教育の充実
 - (1) 発達の段階に応じた教育の振興..... 71
 - (2) 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進..... 73
 - (3) 学びを支える教育環境の整備..... 74
 - (4) 青少年の健全な育成の推進..... 75
 - (5) 高等教育の推進..... 76
 - (6) 社会教育の推進..... 77
- 2 スポーツ・文化芸術の振興
 - (1) スポーツの振興..... 78
 - (2) 文化芸術の振興..... 79
- 3 人権の尊重と相互理解の促進
 - (1) 人権施策の推進..... 80
 - (2) 男女共同参画の推進..... 81
 - (3) 国際交流と多文化共生の推進..... 82
- 4 自然、歴史・文化の保全と活用
 - (1) 豊かな自然環境の保全と活用..... 83
 - (2) 文化財の保存・継承と活用..... 84

第3編 安全安心な県土づくり

VII 暮らしの基盤を支える 86

- 1 生活基盤の確保
 - (1) 道路網の整備と維持管理..... 87
 - (2) 地域生活交通の確保..... 88
 - (3) 上下水道の整備と維持管理..... 89
 - (4) 竹島の領土権確立..... 90
- 2 生活環境の保全
 - (1) 快適な居住環境づくり..... 91
 - (2) 環境の保全と活用..... 92

VIII 安全安心な暮らしを守る 93

- 1 防災対策の推進
 - (1) 災害に強い県土づくり..... 94
 - (2) 危機管理体制の充実・強化..... 95
 - (3) 防災・減災対策の推進..... 96
 - (4) 原子力安全・防災対策の充実・強化..... 97
- 2 安全な日常生活の確保
 - (1) 食の安全・生活衛生の確保..... 98
 - (2) 安全で安心な消費生活の確保..... 99
 - (3) 交通安全対策の推進..... 100
 - (4) 治安対策の推進..... 101

目指す将来像を実現するために国に求める対策

- ① 県民生活や県内事業者の経営に深刻な影響
を与える為替水準の是正..... 103
- ② 物価上昇等によるコスト上昇分を価格転嫁で
きる取引環境の整備..... 104
- ③ 税制の見直しなど、大胆で戦略的な政策によ
る東京一極集中の是正..... 105

はじめに

1 島根を取り巻く情勢

人口

島根県は、全国の他の地域よりも早くから人口減少・少子高齢化という課題に直面し、長年この課題に向き合ってきました。

このまま人口が減り続けると、次第に地域から活気が失われ、買い物などの日常生活にも支障が生じます。また、そうした状況が更なる人口流出につながりかねません。

これからも島根の暮らしを守り、次の世代に引き継ぐために、人口減少に歯止めをかける必要があります。

経済

令和元年（2019年）末からの新型コロナウイルス感染症の拡大の長期化は、個人消費や生産活動の停滞をもたらしました。また、令和4年（2022年）2月のロシアによるウクライナ侵攻を背景に始まったエネルギー価格・物価高騰は、その後の急速な円安により一段と進み、県内経済を取り巻く環境は依然として厳しい状況となっています。

この急激な物価高騰に賃金の上昇が追いつかないため、全国的に実質賃金が減少していることに加え、好業績を上げている大企業の多い大都市と、コスト上昇分の価格転嫁が十分にできない中小企業の多い地方とでは、実質賃金の格差が拡大しています。

また、有効求人倍率が全国を上回る水準で高止まりしている中、東京一極集中はコロナ禍を経て再加速しており、県内企業等では人手不足が深刻な課題となっています。

若者にとって魅力のある雇用の場を確保していくには、生産性の向上や競争力の強化などにより県内産業の振興を図るとともに、東京一極集中の是正など、日本社会、日本経済全体の課題の解決も必要となっています。

生活

人々が安心して暮らすためには、医療や教育などのサービス、道路や交通手段などの社会インフラが不可欠です。

しかし、人口減少が続く島根においては、利用者の減少や施設の老朽化などにより、そうした生活基盤の維持さえ危うくなっています。

子どもから高齢者まで、県民の誰もが住み慣れた地域で幸せに暮らし続けられるような生活環境を確保する必要があります。

社会状況の変化への対応

島根県では令和2年（2020年）3月に「島根創生計画」（計画期間：令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））を策定し、人口減少対策、地方創生などの島根創生の取組を進めてきました。それぞれの取組については着実に成果を上げ、前進していますが、多くの課題が残されています。

グローバル経済の下では、人やモノ、資本が国境を越えて移動し、地球的な規模でその連鎖が生じます。また、コロナ禍を経てデジタル技術を活用した働き方が広がるなど、人々の生活様式や企業行動に変化が生じています。こうした状況の変化に適切に対応しながら、取組を進めていく必要があります。

2 島根が目指す将来像

オール島根で島根創生を進める上での理想を共有するため、島根の目指す将来像を次のように描きます。

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根

若者が増え、次代を担う子どもたちが増えることで活気にあふれ、
県民一人ひとりが愛着と誇りを持って幸せに暮らし続けられる島根

この将来像は、次のような姿を目指すものです。

人口減少に打ち勝ち

当面の間、人口減少は続くものの、産業の活性化により所得が向上し、魅力的な仕事が増えることで、島根に残る若者、戻る若者、移ってくる若者が増える。

また、働きやすく子育てしやすい環境により、若者たちが結婚しよう、子どもを育てようという希望を持ちやすくなり、またその希望をかなえることができる。

そうして、若者と子どもが増えることで、人口減少に歯止めがかかり、まちには活気があふれている。

笑顔で暮らせる島根

中山間地域・離島においても必要な産業や生活機能が維持されており、都市部とも補完し合いながら、誰もが住み慣れた場所で住み続けることができる。

また、医療や教育などのサービス、道路や交通手段などの社会インフラが確保されており、子どもから高齢者まで、安心して暮らせる環境がある。

そうして、誰もが自分らしい人生を送ることができ、島根に生まれてよかった、島根に住んでよかった、と思いながら、笑顔で暮らしている。

「県民一人ひとりが愛着と誇りを持って笑顔で暮らせる『島根の暮らし』を守り、その暮らしを次の世代に引き継いでいく」という県民の皆様の思い、願いを実現するという基本的な考え方は変わっていないため、第2期計画においても、目指す将来像を上記のとおり描きます。

3 計画の概要

(1) 計画の性格

島根創生計画は、今後の施策運営の総合的・基本的な指針として、県の最上位の行政計画となるものです。

島根県の目指すべき将来の姿を明らかにするとともに、今後5か年（令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度））の目標や施策の基本的方向を示しています。

また、「第1編 人口減少に打ち勝つための総合戦略」は、別途策定する「総合戦略アクションプラン」及び「島根県ICT総合戦略」と合わせ、まち・ひと・しごと創生法第9条に基づく地方版総合戦略として位置づけられるものです。



(2) 計画の構成

目指す将来像を実現するために県が実施する対策の3つの柱、8つの基本目標



県が実施する対策は、3つの柱、8つの基本目標で構成し、基本目標ごとに政策・施策を設けて、取組を進めていきます。

また、合計特殊出生率を引き上げ、かつ、人口の社会減を減らすために、一地方では解決できない日本社会、日本経済全体の課題について、国に対策を求めていくこととし、目指す将来像を実現するために欠かせないものとして、この内容を計画に盛り込みます。

4 計画の体系

目指す将来像

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根

県が実施する対策

柱	基本目標	政 策	施 策
第1編 人口減少に打ち勝つための総合戦略	Ⅰ 活力ある産業をつくる	1 魅力ある農林水産業づくり	(1) 農業の振興 (2) 林業の振興 (3) 水産業の振興
		2 力強い地域産業づくり	(1) ものづくり・I T産業の振興 (2) 観光の振興 (3) 地域資源を活かした産業の振興 (4) 成長を支える経営基盤づくり (5) 産業の高度化の推進
		3 人材の確保・育成	(1) 多様な就業の支援 (2) 働きやすい職場づくりと人材育成
	Ⅱ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	1 結婚・出産・子育てへの支援	(1) 結婚への支援 (2) 妊娠・出産・子育てへの支援
	Ⅲ 地域を守り、のばす	1 中山間地域・離島の暮らしの確保	(1) 小さな拠点づくり (2) 持続可能な農山漁村の確立
		2 地域の強みを活かした圏域の発展	(1) 牽引力のある都市部の発展 (2) 世界に誇る地域資源の活用
		3 地域の経済的自立の促進	(1) 稼げるまちづくり (2) 地域内経済の好循環の創出
		4 地域振興を支えるインフラの整備	(1) 高速道路等の整備促進 (2) 空港・港湾の機能強化と利用促進 (3) 産業インフラの整備促進 (4) I C T・デジタル化の推進
		5 地域の生活基盤を支える人材の確保	(1) 地域生活交通を担う人材の確保 (2) 医療・介護・福祉サービスを担う人材の確保 (3) 道路等のインフラの整備や維持管理を担う人材の確保
	Ⅳ 島根を創る人をふやす	1 島根を愛する人づくり	(1) 学校と地域の協働による人づくり (2) 地域で活躍する人づくり (3) 地域を担う人づくり (4) 島根がみどり国スポ・全スポに向けた人づくり
		2 新しい人の流れづくり	(1) しまねの「暮らし」や「魅力」の情報発信 (2) 若者の県内就職の促進 (3) Uターン・I ターンの促進 (4) 関係人口の拡大
		3 女性活躍の推進	(1) あらゆる分野での活躍推進 (2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり
第2編 生活を支えるサービスの充実	Ⅴ 健やかな暮らしを支える	1 保健・医療・介護の充実	(1) 健康づくりの推進 (2) 医療の確保 (3) 介護の充実
		2 地域共生社会の実現	(1) 地域福祉の推進 (2) 高齢者の活躍推進 (3) 障がい者の自立支援 (4) 子育て福祉の充実 (5) 生活支援の確保
	Ⅵ 心豊かな社会をつくる	1 教育の充実	(1) 発達の段階に応じた教育の振興 (2) 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進 (3) 学びを支える教育環境の整備 (4) 青少年の健全な育成の推進 (5) 高等教育の推進 (6) 社会教育の推進
		2 スポーツ・文化芸術の振興	(1) スポーツの振興 (2) 文化芸術の振興
		3 人権の尊重と相互理解の促進	(1) 人権施策の推進 (2) 男女共同参画の推進 (3) 国際交流と多文化共生の推進
		4 自然、歴史・文化の保全と活用	(1) 豊かな自然環境の保全と活用 (2) 文化財の保存・継承と活用
	Ⅶ 暮らしの基盤を支える	1 生活基盤の確保	(1) 道路網の整備と維持管理 (2) 地域生活交通の確保 (3) 上下水道の整備と維持管理 (4) 竹島の領土権確立
		2 生活環境の保全	(1) 快適な居住環境づくり (2) 環境の保全と活用
第3編 安全安心な県土づくり	Ⅷ 安全安心な暮らしを守る	1 防災対策の推進	(1) 災害に強い県土づくり (2) 危機管理体制の充実・強化 (3) 防災・減災対策の推進 (4) 原子力安全・防災対策の充実・強化
		2 安全な日常生活の確保	(1) 食の安全・生活衛生の確保 (2) 安全で安心な消費生活の確保 (3) 交通安全対策の推進 (4) 治安対策の推進

国に求める対策

国に対策を求める趣旨	解決すべき課題	国に求める対策
A 合計特殊出生率を 引き上げるために 〔 合計特殊出生率 2.07達成に向けて 〕	A-1 実質賃金の減少による若者の将来不安の解消 ～「物価上昇を抑える」ことによる解決～	① 県民生活や県内事業者の経営に深刻 な影響を与える為替水準の是正
	A-2 実質賃金の減少による若者の将来不安の解消 ～「物価上昇に負けない賃上げ」による解決～	② 物価上昇等によるコスト上昇分を 価格転嫁できる取引環境の整備
B 人口の社会減を 減らすために 〔 人口の社会移動 均衡に向けて 〕	B-1 若者の転出につながる大都市と地方の 実質賃金の格差の是正	③ 税制の見直しなど、大胆で戦略的な 政策による東京一極集中の是正
	B-2 東京一極集中の是正	

計画の体系の考え方

「県が実施する対策」と「国に求める対策」の2つで構成しています。

- 「県が実施する対策」については、多くは第1期計画を維持するものとし、状況の変化に応じて、必要な見直しを行っています。

県民の皆様の地域での暮らしを守るという点から、新たな政策として「地域の生活基盤を支える人材の確保」を設けています。

このほか、新たな施策として「ICT・デジタル化の推進」や「島根かみあり国スポ・全スポに向けた人づくり」を設けています。

人口減少対策には特効薬はないことから、あらゆる分野の施策を着実に実施していきます。

- 「国に求める対策」については、合計特殊出生率を引き上げ、かつ、人口の社会減を減らすために、一地方で解決することができない日本社会、日本経済全体の課題への対策を求めていくことを盛り込んでいます。

5 計画推進のための手法

(1) 現場主義と県民目線

現場に出向き、県民の皆様の声をしっかり聴いて、課題を抽象的ではなく具体的に把握し、その課題を、縦割りでなく、県民目線で解決する施策を立案し、実行します。

(2) 連携と協働

住民の暮らしを守り、地域の振興に全力を尽くすという同じ立場にある市町村とも互いに協力し、連携をとって取組を進めていきます。

さらに、関係団体や県民の皆様、企業・NPO等とも幅広く協働し、総力を結集して、オール島根で様々な政策を進めます。また近県などとも、必要な連携を行っていきます。

(3) 組織の運営

様々な行政課題に的確に対応できる、最適な組織・人員配置となるよう、適時適切に見直しを行います。

そして、多くの部局にまたがる重要な課題に対しては、関係部局によるプロジェクトを立ち上げることなどにより、部局間の連携が強化できる組織運営を行います。

また、島根県庁における働き方改革の取組を進め、職員の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの推進及び公務能率の向上並びに人材の確保を図るとともに、職員一人ひとりが、常に成長し、最大限の力を発揮できるよう、人材育成の取組を進めます。

(4) 財政の運営

計画を進めるための財源を捻出するために、(a)事業の目的や意義、(b)投入した予算に見合う成果、(c)効率的・効果的な手法、(d)県、市町村、民間などとの負担割合、(e)県民生活の実態に即した事業内容の5つの視点で、全ての経費を対象に、スクラップ・アンド・ビルドを徹底して行います。また、県有財産の売却などによる財源の確保、決算剰余金等を活用した財政基盤の強化を進め、島根創生を推進するための事業費の確保と健全な財政運営の両立に取り組んでいきます。

(5) 進捗の管理

事業効果を測る目安として客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定し、企画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを通じた評価を毎年度実施します。評価結果は県議会のほか、外部有識者による会議に報告し、頂いたご意見等を改善に活かします。

第1編の施策については、別に「総合戦略アクションプラン」を策定し、毎年度柔軟に改善を図りながら推進します。

(6) SDGs との関係

SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)) は、国連において採択された令和12年(2030年)までに達成すべき国際社会全体での開発目標です。SDGsの理念や目標は、県が「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を目指す取組と方向性を同じくするものであり、計画を推進することにより、SDGsの達成につなげていきます。

誰もが、誰かの、
たからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい

それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない

互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる

そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた“つながる力”は、

自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる

未来への原動力

人が人のたからもの

誰もが誰かの応援団

いいけん、
島根県

他の地域に誇れる島根の良さや魅力である「人のつながり、あたたかさ」について、「誰もが、誰かの、たからもの。」をキーワードとして、県内外に発信しています。

文中の「さりげないけど、ほっとかない」「一生懸命生きる人を応援」するなど、県民の皆様に生活の場面をイメージしながら受け止めていただければと考えます。

様々な政策のベースとなるものとして、県民の皆様と共有してまいります。

第 1 編

人口減少に 打ち勝つための 総合戦略

序 総合戦略の推進

1 総合戦略の理念

人口減少に歯止めをかけ、人口減少に打ち勝つ「島根創生」を実現する総合戦略については、次の3つの共通理念を基本とします。

(1) 県民の希望をかなえる

笑顔で島根に住み続けたい、島根を次の世代へ引き継ぎたい、というのが県民の皆様の願いです。その願いを実現するには、次の世代の育成が不可欠であり、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって人口を安定させる必要があります。

人口減少に歯止めをかける取組においては、県民一人ひとりの自由と多様性を尊重し、誰もが自分の希望をかなえられる環境をつくることが重要です。

どこに住むのか、どのような仕事に就くのかといった選択は、本人の希望が前提となります。その上で、島根を選んでもらえるよう島根の魅力を高めながら、その魅力を多くの人へ伝えていきます。

また、結婚や出産も、あくまでも個人の自由な意思に基づくものであり、個人へ義務感や負担感を抱かせるものであってはなりません。結婚や子育てを希望する人が、安心してその希望を実現できるよう、子育てしながら働きやすい環境づくりを進めます。

(2) 県民の郷土愛と誇りを育む

島根の自然、歴史、文化は、ここにしかない、島根ならではの魅力です。

また、ここで暮らす人々の間には、お互いに支え合うあたたかい絆が残っています。

ここにしかない魅力と豊かな暮らしを大切に、県民の郷土愛と誇りを育むことにより、暮らしている誰にとっても居心地が良く住み続けたいと思える島根、県外へ転出した人にとってもいつか帰りたいと思える島根、そして、県外の人にとっても移り住みたいと思える島根をつくっていきます。

(3) 県民の人生を切れ目なく捉える

島根で生まれた子どもに、島根で暮らし、仕事や子育てをしていこうと思ってもらえるためには、県民の人生を切れ目のない視点で捉えて取組を進めていく必要があります。

そこで本戦略においては、①仕事をし、②家庭を築き、③地域で暮らし、④次世代を育む、という個人の生活に沿った取組を進めます。

まず、島根の経済を支えている第1次、第2次、第3次産業の振興を進めて活力を高め、働く場と所得を増やすことで、島根に残り、島根に戻る若い人を増やします。

そしてその若い人たちが安心して島根で暮らし続けて、子どもを1人、2人、3人と産み育てたいと思い、その希望をかなえられる環境をつくります。

人口減少がいち早く進んできた中山間地域・離島では、生活環境を維持していくための取組が急務です。一方で、人口集積が続く牽引力のある都市部は、中核圏域として更に発展し、周辺にもその効果を波及していくことが期待されます。

産業や生活の基盤を支えるインフラの整備を進め、それぞれの地域の特性を活かしながら、共存・発展する地域づくりを進めます。

これらの実現のためには、島根に愛着と誇りを持ち、この地域の将来を支えたいと思う人たちを育み、増やすことが重要です。自分たちの生まれ育った地域の価値について子どもの頃から学ぶ活動やUターン・Iターンの支援、関係人口の拡大により、島根を支える人を増やします。

以上の理念の下に、第1編では「活力ある産業をつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「地域を守り、のばす」、「島根を創る人をふやす」の4つを基本目標として掲げ、人口減少対策に戦略的に取り組みます。

また、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、第2編「生活を支えるサービスの充実」、第3編「安全安心な県土づくり」と一体となって、島根創生を実現します。

2 総合戦略の数値目標

(1) 基本的な考え方

島根創生計画は「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を目指す将来像とします。これは、現在島根で暮らしていらっしゃる県民の皆様に加え、次の世代にも「笑顔で暮らせる島根」を引き継いでいくというものであり、そのために、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって人口を安定させることを目指すものです。

人口が将来的に安定し、かつ、年少人口割合が増加し、生産年齢人口も50%以上を維持するために必要な要素は、合計特殊出生率を、人口を維持する水準と同程度の値とされている2.07とすること、人口の社会移動を均衡させることであることから、これを長期の数値目標としました。

この2つの数値目標は、平成27年（2015年）に策定した「まち・ひと・しごと創生島根県総合戦略」において設定していました。令和2年（2020年）3月に策定した第1期計画では、これまで以上に人口減少対策を強化していくという姿勢を明確にするため、合計特殊出生率2.07の達成時期については2040年から5年前倒しした2035年に、人口の社会移動の均衡については2040年から10年前倒しした2030年としました。

なお、合計特殊出生率2.07を目標とすることは、子どもを産み育てたいと希望される県民の皆様の望みがかなう環境をつくっていくという考え方に基づくものです。

(2) 第2期計画の考え方

次の世代にも「笑顔で暮らせる島根」を引き継いでいくためには、人口減少につながる要因である自然減と社会減を改善していく必要があります。このため、引き続き、合計特殊出生率2.07と人口の社会移動の均衡を長期の数値目標として掲げて、人口減少対策に取り組んでいきます。

この2つの数値目標について、現状は低下傾向にあります。合計特殊出生率については所得の低迷、雇用の不安定化、エネルギー価格・物価の高騰といった経済的な要因などにより、若い世代において、日本全体で、子どもをもとう、育てようという選択をためらわざるを得ない状況が強まり、全国の出生率が低下しています。島根県においても、全国の影響を受けて低下しており、令和5年（2023年）の合計特殊出生率は、計画の1.84より0.38低い1.46となっています。

人口の社会移動については、コロナ禍を経て東京一極集中が再び加速しており、多くの道府県が転出超過となるなど、社会減は日本全体の問題となっています。島根県においても、令和6年（2024年）の数値は、計画の311人の減に対し799人減少幅の大きい1,110人の社会減となっています。

第1期計画で掲げた時期に数値目標を達成することは難しくなっていると言わざるを得ないことから、直近の実績値を踏まえ、目標の達成時期をいずれも10年延長することとします。

10年という考え方は、合計特殊出生率において、直近の実績値を起点として第1期計画の目標値とおおむね同程度の進捗で改善していくことを目指すものであり、人口の社会移動も同期間延長するものです。

達成時期は遅れますが、目指す将来像を見据えた目標を掲げ、人口減少対策に着実に取り組んでいきます。

① 長期の数値目標

合計特殊出生率	2045年までに2.07	(人口を維持する水準)
人口の社会移動	2040年までに均衡	(±0)

② 目標値

長期の数値目標を達成するために、第2期計画期間に実現すべき目標値を、次のとおり設定します。

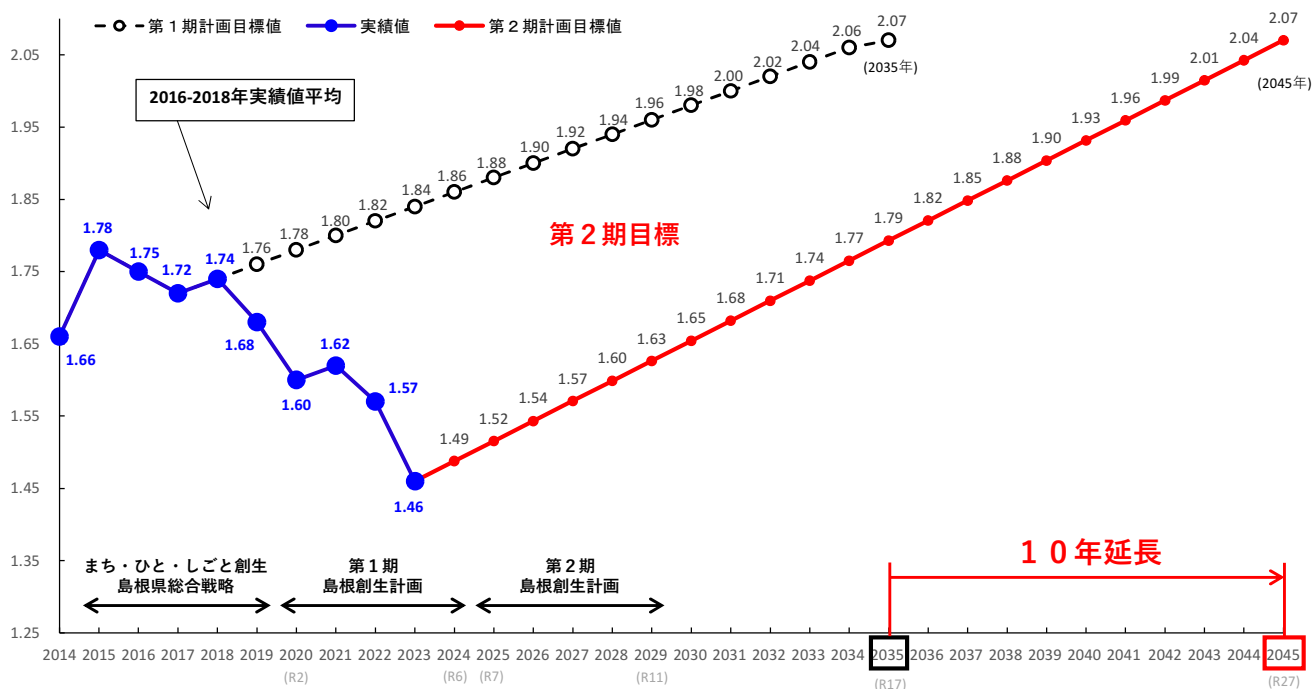
数値目標	現況値	目標値
合計特殊出生率	2023年 1.46	2029年 1.63
人口の社会移動	2024年 ▲1,110人	2029年 ▲763人

③ 年次ごとの実績値と目標値

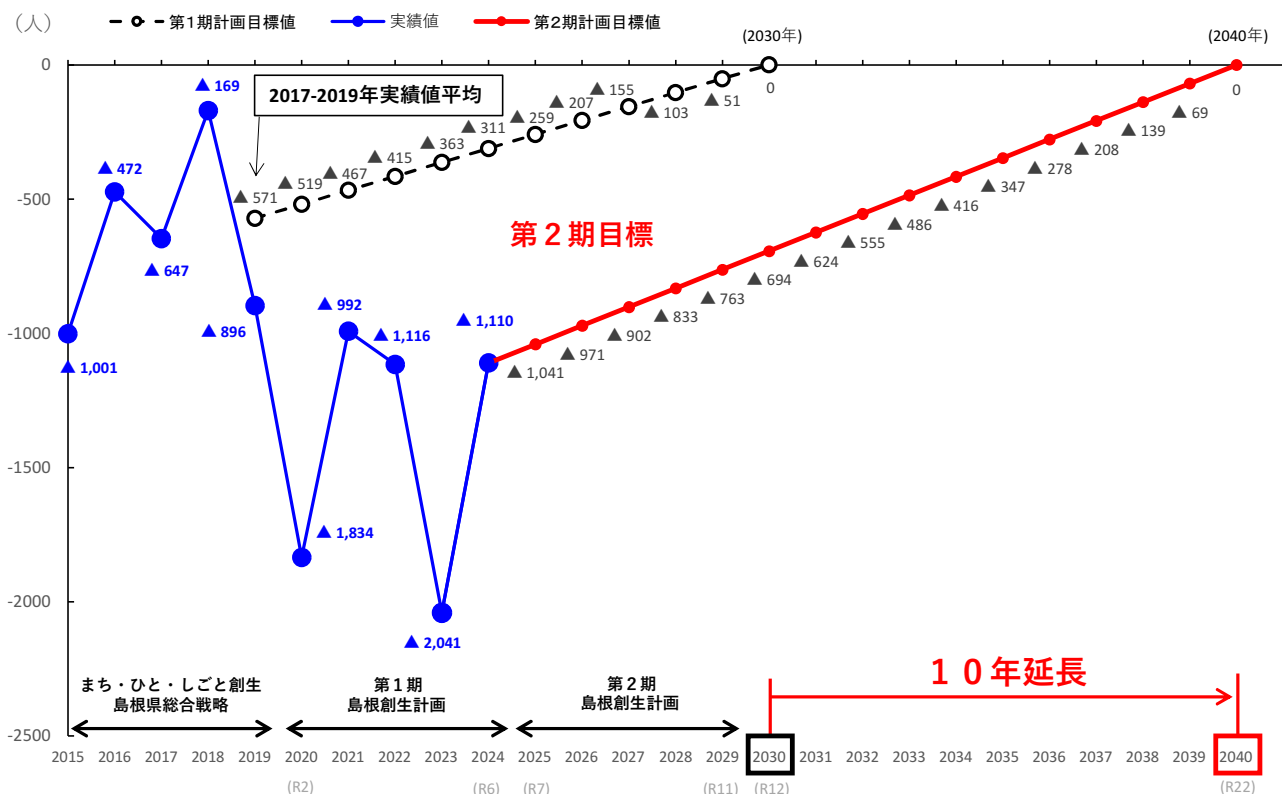
現状から目標年まで、均等に上昇していく形としていますが、

- (a) 県が実施する対策について、課題解決に向けて必要な取組・事業を具体的に検討の上、実施すること
 - (b) 国の「こども未来戦略」などに基づく施策の効果を得ること
 - (c) 国に対して、一地方では解決できない課題への対策を求めること
- を併せて行っていくことで、目標に向けて改善していきます。

ア 合計特殊出生率



イ 人口の社会移動



3 島根県の将来人口の推計（島根県人口シミュレーション 2025）

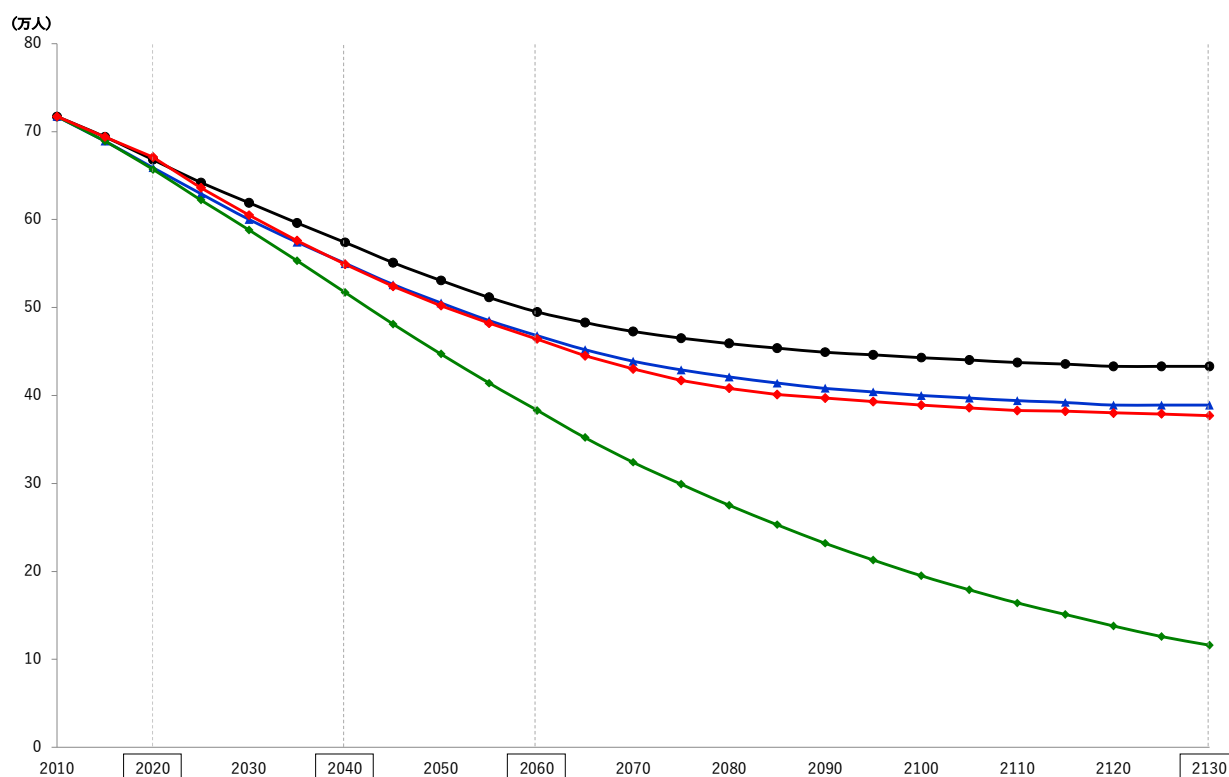
数値目標の達成時期が遅れることに伴い、長期の人口推計にも影響が生じます。

合計特殊出生率 2.07 と人口の社会移動の均衡が達成された後も、高齢者の方が多い人口構成となり、死亡者数が高い水準で推移することが見込まれるため、一定期間、人口減少が続くこととなります。

島根県の 2130 年の推計人口は、第 1 期計画策定時の推計から 5.6 万人減少し、37.7 万人となります。

この推計値を少しでも上回るよう、取組を積み重ねていきます。

ア 2130 年までの推計値



	(単位：万人)			
	2020年	2040年	2060年	2130年
④ 第2期島根創生計画の目標（2025）	67.1	54.9	46.4	37.7
③ 第1期島根創生計画の目標（2020）	66.8	57.4	49.5	43.3
② まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略の目標（2015）	65.9	55.0	46.8	38.9
① 特段の対策を講じない場合	65.7	51.7	38.3	11.6
第2期島根創生計画と第1期島根創生計画との差 （④－③）	0.3	▲ 2.5	▲ 3.1	▲ 5.6

イ 第2期計画期間中（2025～2029年）における推計値
〔総人口〕

（単位：人）

		2024 R6 （実績）	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
総人口		641,396	633,598	625,917	618,452	611,154	603,925
	0～14歳	75,068	74,497	73,925	73,354	72,783	72,211
	15～64歳	340,466	336,416	332,366	328,316	324,266	320,217
	65歳以上	225,862	222,685	219,626	216,782	214,105	211,497
	うち75歳以上	131,164	131,054	130,945	130,835	130,725	130,616
増減の内訳	出生者数	3,761	3,736	3,711	3,686	3,662	3,638
	死亡者数	▲ 10,490	▲ 10,493	▲ 10,421	▲ 10,249	▲ 10,127	▲ 10,104
	社会増減	▲ 1,110	▲ 1,041	▲ 971	▲ 902	▲ 833	▲ 763
計		▲ 7,839	▲ 7,798	▲ 7,681	▲ 7,465	▲ 7,298	▲ 7,229

実績：島根県人口移動調査（島根県統計調査課）

令和6年10月1日現在

〔生産年齢人口（15～64歳）、15～49歳女性人口〕

（単位：人）

		2024 R6 （実績）	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
生産年齢人口（15～64歳）		340,466	336,416	332,366	328,316	324,266	320,217
15～49歳女性人口		104,587	102,786	100,985	99,184	97,382	95,581
	15～19歳	14,127	14,047	13,967	13,888	13,808	13,728
	20～39歳	52,370	51,553	50,736	49,918	49,101	48,283
	40～49歳	38,090	37,186	36,282	35,378	34,473	33,570

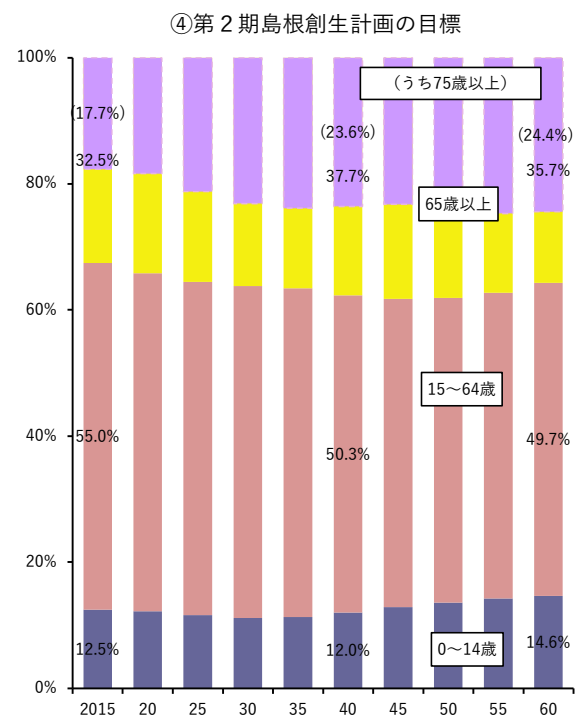
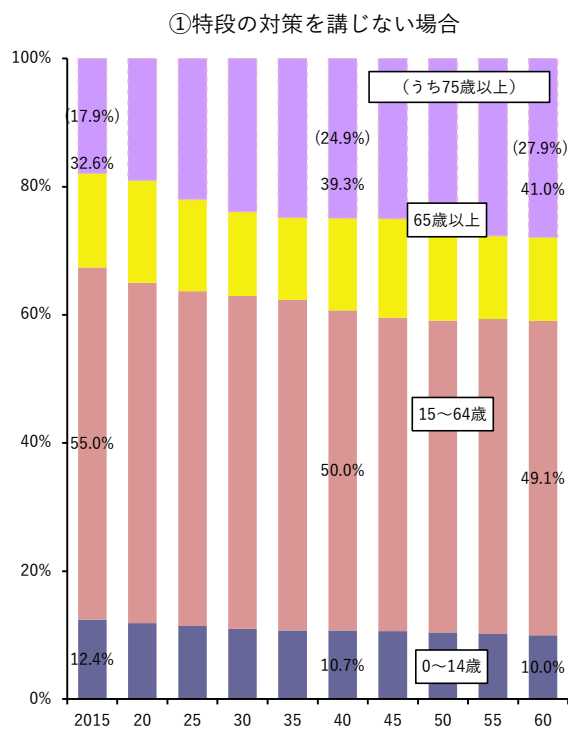
実績：島根県人口移動調査（島根県統計調査課）

令和6年10月1日現在

- ・ 生産年齢人口：年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層。
これに対し15歳未満は年少人口、65歳以上は老年人口と呼ばれている。
- ・ 15～49歳女性人口：合計特殊出生率や国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口の算定に用いる女性人口。

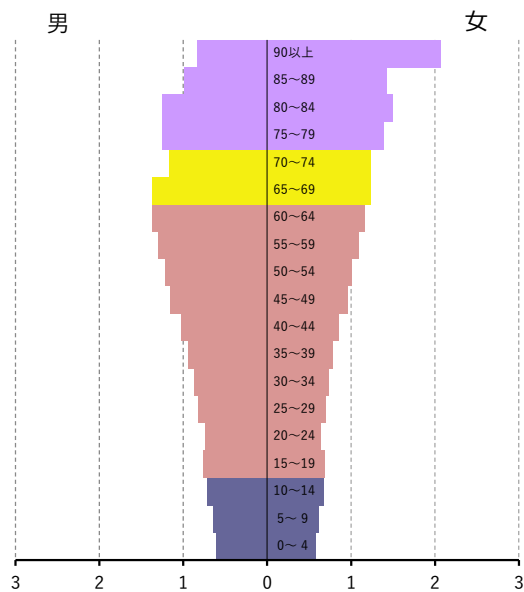
ウ 特段の対策を講じない場合と第2期計画目標との比較

〔年齢構成の推移〕



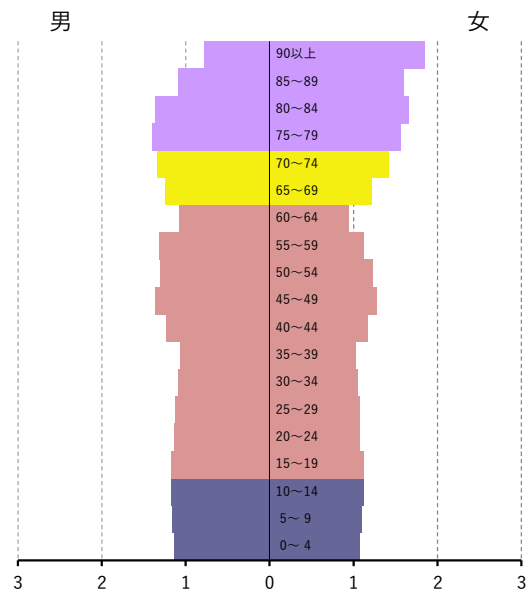
〔人口ピラミッド（2060年）〕

①特段の対策を講じない場合（38万人）



(万人)

④第2期島根創生計画の目標（46万人）



(万人)

I 活力ある産業をつくる

島根の経済を支えている第1次、第2次、第3次産業の活力を高め、所得を引き上げ、若者の雇用を増やします。

若い世代に島根に残ってもらい、戻ってもらい、移ってもらうためには、第1次、第2次、第3次産業の振興を進めて活力を高め、所得を引き上げ、魅力ある職場を増やしていく必要があります。

県民にとって魅力のある雇用の場の維持・創出や、質の向上に向けて、それぞれの産業の特性や、強みを活かしていくことが求められます。

島根の強みである豊かな自然、地域産業の集積、観光資源などを活かして県内産業の競争力を強化しながら、働きやすい環境の整備に努め、人材の確保と育成、定着を図ります。

取り組む政策・施策

- 1 魅力ある農林水産業づくり
 - (1) 農業の振興 19
 - (2) 林業の振興 20
 - (3) 水産業の振興 21
- 2 力強い地域産業づくり
 - (1) ものづくり・IT産業の振興 22
 - (2) 観光の振興 24
 - (3) 地域資源を活かした産業の振興 25
 - (4) 成長を支える経営基盤づくり 26
 - (5) 産業の高度化の推進 27
- 3 人材の確保・育成
 - (1) 多様な就業の支援 28
 - (2) 働きやすい職場づくりと人材育成 29

1 魅力ある農林水産業づくり

(1) 農業の振興

水田園芸をはじめとする農業の生産性・収益性の向上や、地域の特性を活かした特色ある生産を推進し、意欲のある担い手が農業に取り組みやすい環境を整えます。

【現状と課題】

島根県の農業産出額は、1,039億円を記録した昭和59年（1984年）をピークに減少に転じ、近年はピーク時の6割前後で推移しています。同じ期間に全国の農業産出額の減少が約2割に留まっていることを考慮しても、農業生産の縮小傾向が顕著です。

持続可能で活力ある農業・農村を実現するため、農業者をはじめ地域が一体となって、意欲ある担い手が創意工夫を凝らし発展性のある農業経営を展開できるような環境を整えることが重要です。

第1期計画では、水田園芸における生産性の向上や、有機農業など付加価値の高い農業生産の拡大に取り組み、県内各地で着実に取組が広がっています。

今後、生産・販売の共同化など、産地化によるコスト削減や効率化を更に進め、農業者の方々が安定した経営を行える環境を整えていく必要があります。

【取組の方向】

① 収益性の高い農業の拡大

県内の農地の大部分を占める水田の収益性を高めるとともに、「作ったものを売る」ではなく「売れるものをつくる」というマーケットインの発想を基本に、水田園芸の取組を県全体で強力に推進します。また、有機農業の拡大や意欲ある産地の拡大を推進します。

県内産飼料を利用した畜産物の生産を推進することで、畜産及び耕種農家の経営発展を後押しします。

また、農業者が行う省力化の取組を支援します。

② 島根の強みを活かした特色ある生産と販売の促進

有機農産物の生産拡大、地域の特色を活かした産地づくりの取組、美味しまね認証・GAP（農業生産工程管理）の普及・活用を進めます。

肉用牛では、観光連携や輸出などにより販路の拡大に取り組みます。

③ 地域・産地を支える中核的な担い手の確保

地域や産地の中核となる担い手の確保に向け、就農希望者や新規就農者に対する支援の充実、経営発展に向けたサポートを行います。

また、地域の農業を維持・発展させる集落営農組織や企業的経営体の取組を促進します。

(2) 林業の振興

森林経営の収益力を向上させ、林業就業者を安定的に確保・育成することで、利用期を迎えた森林の主伐を促進し、循環型林業の定着・拡大を図ります。

【現状と課題】

島根県は、県土面積の78%を森林が占める森林率全国第4位の森林県です。中山間地域・離島に雇用の場を創出し、県内で大きな付加価値を生み出す重要な産業の一つとして、また、県土を保全するという森林の機能を十分発揮するため、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の定着と更なる拡大を図る必要があります。

このため、第1期計画では原木生産と再生林の低コスト化、原木が高値で取引される環境整備等、森林経営の収益力の強化に取り組み、植林から伐採までの経営収支モデルは赤字から黒字へと転換しました。循環型林業の定着・拡大を一層進めるためには、生産性向上や省力化の視点を取り入れるとともに、最も高い価格で取引される製材用原木の需要（消費量）を原木生産に見合ったものに拡大し、森林経営の収益力を向上させ、森林所有者の経営意欲を高めることが不可欠です。

また、林業の拡大を支える林業就業者の確保については、就業者が将来を見据えて安心して就業できるよう、引き続き、林業事業体における就労環境等の改善を進める必要があります。

【取組の方向】

① 森林経営の収益力向上

新たな技術の導入等による生産性向上及び省力化と、製材用原木の需要を大きく伸ばす中核的な製材工場の整備などを通じた製材力の強化に取り組みます。

② 林業就業者の確保・育成

新規就業者の確保を進めるとともに、農林大学校林業科による技術力の高い人材の育成を進めます。

また、林業事業体自らが労働条件や就労環境の改善、経営体質の強化に積極的に取り組むための環境整備を進めます。

(3) 水産業の振興

資源管理の推進や新たなビジネスモデルの確立等により、企業的経営体の収益性向上による経営強化と、沿岸漁業の就業者確保・活力再生を図ります。

【現状と課題】

島根県の沖合には、多種多様な魚介類が生息する隠岐諸島や広大な陸棚が広がり、黒潮から分かれた対馬暖流が北東に向かって流れ、好漁場を形成しています。

ここでは、まき網をはじめとする企業的漁業が生産の8割強を占めていますが、燃油や資材の価格高騰などにより厳しい経営環境が続いており、安定的な漁業経営に不可欠な高性能漁船の導入など、引き続き経営強化に向けた対策が必要です。

一方、沿岸で採介藻、釣り等を主に個人で行う自営漁業は、企業的漁業ほど大きくありませんが、漁村を支える重要な産業で、県内の漁業就業者の約5割が従事しています。

沿岸の自営漁業は、経営が安定するまでの技術習得に時間がかかることなどから、就業希望者の要望や経験を踏まえた研修の実施など、就業者の安定確保に向けた仕組みづくりや環境整備が必要です。

また、湖沼や河川で行われる内水面漁業は中山間地域における貴重な収入源となっていることから、安定的な発展が必要です。

【取組の方向】

① 企業的漁業経営体の経営強化

漁獲量の管理を基本とする資源管理を適切に行うとともに、生産性の向上につながる高性能漁船の導入や、漁獲物の付加価値向上、省力化などの取組を推進します。

② 沿岸漁業・漁村の活性化

漁業研修期間中の生活安定化や指導体制の強化により、新規就業者の安定確保を図ります。また、新規就業者に対する更なる技術のレベルアップのための研修や、効率的な漁獲が可能な漁法など複数の漁法による操業計画の実践・定着を支援するとともに、省力化の取組を支援し、沿岸の自営漁業者が安定した経営を実現できる環境を整えます。

③ 特色ある内水面漁業の展開

宍道湖に代表される全国有数の汽水域、高津川や江の川などの河川域で育まれる豊かで多様な水産資源の維持・回復を図りつつ、魚種や地域の特色を活かした販売力を強化します。

2 力強い地域産業づくり

(1) ものづくり・IT産業の振興

技術革新やグローバル化等の環境変化に対応可能な競争力強化や、県内企業間の連携促進などにより、地域の特性を活かしたものづくり・IT産業の発展を目指します。

【現状と課題】

県内経済が発展するためには、経済効果が大きく、成長産業であるものづくり産業とIT産業の振興が重要です。

島根のものづくり産業は、自動車や電気・電子部品などに関連した多様な業種が県内に幅広く立地するとともに、東部には特殊鋼や農業機械、鋳物関連企業などが、西部には窯業や水産加工、木材製品関連企業などが集積し、地域の主要産業となっています。

また、島根大学が県内企業等と連携して最先端分野の研究開発を行う「次世代たたらプロジェクト」では、先端金属等の研究が進み、同大学の「材料エネルギー学部」の創設にもつながるなど、産学官金連携の取組が進んでいます。

しかし、国内のものづくり産業は、人口減少に伴う国内市場の縮小や働き手の不足、エネルギー・原材料価格の高騰などの厳しい経営環境にあります。そうした環境の変化に対応できるよう、県内企業の付加価値向上・競争力強化、県内ものづくり産業の基盤強化・職場環境の改善が必要です。

IT産業においては、県内IT企業の従事者数や売上高は増えてきましたが、全国的にIT人材が不足しており、引き続きIT人材の育成・確保が必要です。また、プログラミングが主体である下請け型の業態では、生成AIの普及等により、将来的に業務が縮小する可能性が懸念されるため、自社サービス開発型など高付加価値を生み出す業態への転換等の取組が必要です。

さらに、IT企業以外においても、競争力の維持、強化のためにはデジタル技術の導入は不可欠であり、IT企業との連携を図りながら、デジタル技術を活用した生産性の向上や新たなビジネス参入に取り組む必要があります。

【取組の方向】

① ものづくり産業の振興

経営環境の変化や市場ニーズを的確に捉え、自社の経営戦略を構築し、人材定着のための職場環境整備、新分野への進出や海外展開などの新たな挑戦をする企業に対して支援を行います。

県内企業がそれぞれの分野で地域の中核となる企業へと成長できるよう、企業間連携や産学官金連携などを通じて、県内企業の技術力・競争力の強化、成長する産業・市場への進出や新事業の展開に向けた支援を行います。

特に、特殊鋼などの素形材分野での強みを活かして、県内企業の研究開発と高度専門人材の育成を島根大学等と連携して推進するとともに、成長が見込まれる次世代産業分野（グリーン・環境、ヘルスケア、次世代モビリティ）への参入などに向けた支援を行います。

- I 活力ある産業をつくる
- 2 力強い地域産業づくり

② I T産業の振興と県内企業のデジタル化・D X化

I Tに触れる機会や情報教育の充実など、小学生から高校生・大学生等までの段階的な取組を通じて将来を担う I T人材を育成するほか、県外 I T人材の県内転職の促進などを行います。

また、県内企業と I T企業が連携したデジタル化・D X化を支援し、県内企業の新たなビジネス参入や、 I T企業の新サービス・製品の開発など収益性の高い業態への転換を図ります。

(2) 観光の振興

しまねの魅力を最大限に活かした観光地域づくりと積極的な情報発信などを通じて観光誘客や観光消費額の増加を図り、観光産業の活性化を促進します。

【現状と課題】

島根県は、これまで島根独自の豊かな自然と歴史・文化などを活かしたテーマ性のある観光商品の創出、訪れた観光客に楽しんでいただくための地域の魅力づくりに取り組んできました。加えて、観光地の地域一体となつての再生・高付加価値化の取組の実施により、観光客数はコロナ禍前と比較して、ほぼ同水準に回復しています。

一方で、観光を取り巻く環境は、物価高騰による旅行控え、人手不足、山陰道の延伸による周遊観光の広域化、旅行形態の個人化・小グループ化、旅行目的の多様化、日本人旅行客の減少が見込まれるなど大きく変化しています。

このような変化に対応するためには、島根県観光連盟や市町村、地域の観光協会、事業者などと連携、役割分担し、マーケティング分析に基づいた、魅力的な観光コンテンツの創出、一人当たりの消費額増加に向けた受入環境の整備など質の向上を重視した取組、観光地として選択してもらうための戦略的な情報発信が重要です。

これらにより、引き続き、島根県の観光を地域社会・経済に好循環をもたらす、持続可能な産業として成り立たせていく必要があります。

【取組の方向】

① 地域資源を活用した質の高い観光地域づくり

歴史・文化、豊かな自然、温泉や食、神事、伝統芸能、街並みなど、島根の魅力ある観光資源を活用し、地域や民間事業者が主体となつて行う観光商品造成やガイド育成等の取組を支援します。

② ターゲットに応じた観光情報の発信

島根の強みを表現した「ご縁も、美肌も、しまねから。」をキャッチフレーズに県内の観光素材を戦略的に発信します。特に「美肌県しまね」のイメージは、冬季の閑散期対策にも活用します。

魅力の発信に当たっては、ターゲットの属性を踏まえ新聞、雑誌、テレビ、SNSなど様々なメディアを活用するほか、県内ロケの誘致や「しまねっこ」の活用など、多様な手法により実施します。

③ 目的地として選ばれるための外国人誘客の推進

ターゲットとする国や地域に応じた情報発信や誘客促進、外国人観光客が多数訪れる関西圏や広島からの誘客、ゲートウェイ（訪日の玄関口となる空港等）別の対策、外国人の利便性向上を図る受入環境の整備などに取り組めます。

(3) 地域資源を活かした産業の振興

しまねの有する豊かな自然や文化を活用した食品産業や伝統工芸などの競争力を強化し、地域に根ざした産業づくりを進めます。

【現状と課題】

食品・飲料製造業は県内全市町村に立地し、第1次産業から第3次産業までが関わることから経済波及効果や雇用創出効果が大きい重要な産業です。

伝統工芸の分野においてはデザイン性やストーリー性等により注目を浴び、独自に販路を開拓することで売上を確保している事業者もあります。

しかし、食品・飲料製造業は、小規模事業者が多く、単独での経営基盤強化や販路の確保・拡充などといった経営課題解決への取組が難しい状況にあり、また、伝統工芸の分野では、生活様式や価値観の変化により、工芸品の魅力が伝わりにくくなることなどによる販売額の減少や、後継者の確保などが課題となっています。このため、しまね県産品販売パートナー店との連携や県内外での展示商談会への出展支援による販路拡大、また、日比谷しまね館を活用した情報発信に取り組んできました。

食品産業や伝統工芸の事業者においては、引き続き、付加価値の高い商品づくり、県内外での販路拡大などのため、経営基盤や情報発信などを強化する対策が必要です。

また、海外への販路拡大を進めるためには、相手国の輸出入規制や市場ニーズ等を把握した上で、事業者間連携や県産品の認知度向上など、効果的な戦略を持って海外展開に取り組めるようきめ細かな支援が必要です。

【取組の方向】

① 食品産業の振興

食品製造事業者の経営基盤強化や販路拡大に向けて、それぞれに抱える経営課題に合わせた段階的な支援メニューの充実や、商品力の向上に取り組む事業者への支援体制の強化により、食品製造業を核とした、第1次産業から第3次産業まで波及する地域での経済循環の仕組みづくりを推進します。

② 伝統工芸の振興

消費者ニーズの変化などに対応できるよう商品力を高めるとともに、幅広く消費者等に対ししまねの工芸品の魅力が伝わるよう情報発信を強化することなどにより、事業者の競争力強化と後継者の確保・育成を図ります。

③ 海外への販路拡大

貿易に係る支援体制の強化、事業者間の連携促進に向けた支援、県産品の認知度向上の取組などにより、県内企業の海外への事業展開や県産品の海外販路拡大を進めます。

(4) 成長を支える経営基盤づくり

中小企業・小規模企業の経営革新や事業承継などの持続的発展と新たなチャレンジなどを支える経営基盤の強化を通じて、地域産業の成長を促進します。

【現状と課題】

県内企業の大部分を占めている中小企業・小規模企業は、信用力・担保力に不安を抱えやすく、景気変動や突発的な災害等による影響を受けやすい状況にあります。

中小企業・小規模企業が経営を継続していくためには、経済環境の変化に対応する経営改善や事業の見直し、円滑な資金調達、生産性向上、新分野進出などの取組により、経営基盤を強化していかなければなりません。特に、長期に及んだコロナ禍や原材料価格等の高騰などにより経営が厳しくなっており、早期の収益改善と持続的な成長に向けた取組が必要です。こうした状況の中で、収益力を強化するためには、企業間で適正な価格転嫁が行われる環境となることが重要です。

また、依然として、経営者の平均年齢や、後継者不在率が高く、このままでは休廃業が増加し、蓄積された経営資源が引き継がれず、地域の雇用の場を喪失することにつながります。地域経済が維持・発展し、地域産業を成長させていくためには、円滑な事業承継と、起業を促すことが必要です。

また、人口の減少と郊外型の大型店舗等への顧客の流出が進む中、中小小売業の新規出店や買い物不便地域での商業機能の維持への支援とともに、新たに県外市場の獲得を目指す取組に対する支援も引き続き必要です。

行政、商工団体、金融機関等が連携を図り、中小企業・小規模企業に寄り添った支援ができる体制を維持・強化していくことが必要です。

【取組の方向】

① 経営力の強化

商工団体等との連携によるきめ細かな経営支援体制を確保し、中小企業・小規模企業が行う経営改善や価格転嫁交渉、経営革新、新分野進出・新市場開拓など、経営力の強化の取組を支援します。

また、中小企業・小規模企業が人手不足対策として行う省力化の取組を支援します。

信用力・担保力の不足する中小企業・小規模企業に対して、金融機関と協調し、信用保証制度を活用するなど、円滑な資金調達を支援します。

② 円滑な事業承継の促進

市町村や商工団体など関係機関と連携した支援体制を強化し、企業訪問等を通じて、相談対応から承継計画の策定、フォローアップまでを総合的に支援します。

事業承継を契機とした新たな事業展開や、後継者の確保、M&A（合併・買収）や起業者等による第三者承継などを支援します。

③ 新事業・新分野への支援

中小企業・小規模企業の商業機能の維持・向上等に資する取組を支援します。また、起業意欲を喚起し、新たなビジネス創出や、新事業・新分野への進出に取り組む中小企業・小規模企業を支援します。

(5) 産業の高度化の推進

県内企業の再投資や県外企業の新規立地を促すことにより、県内産業の高度化と雇用の場の創出を目指します。

【現状と課題】

近年、コロナ禍からの経済の回復に伴い、新たな投資計画を検討する企業が全国的に増加傾向にあります。特に脱炭素化の進展、半導体・A I など新たな成長分野の創出、経済安全保障の推進による国内サプライチェーンの強化、震災等の災害リスクの分散などを背景とした投資需要が高まっており、そうした投資を県内に取り込み、県内産業の高度化と雇用の場の創出につなげていく必要があります。

一方、県内の状況をみると、少子高齢化や若者の県外流出などによる生産年齢人口の減少により、企業の人材不足が深刻化しています。県内で魅力的な企業や良質な雇用を増やすことにより、島根に残る若者やUターン・Iターンによる移住者の県内定着に向けた環境をつくる必要があります。

これまでの県内企業の再投資や県外企業の新規立地は、人材確保をしやすい地域へ進出する傾向があったため、県東部の都市部に偏在しています。県西部や中山間地域・離島への立地を進めるに当たっては、地域により立地可能な規模や、確保しやすい人材が異なっていることから、地域の実情に応じた誘致活動が必要です。

また、令和5年度（2023年度）に島根大学に材料エネルギー学部が新設され、今後、産業の高度化につながる研究開発の進展や、高度な専門性を有する理系人材の継続的な輩出が期待されます。こうした強みを活かし、高い付加価値を生み出す企業の立地につなげ、魅力的な雇用の場とそれを担う人材の輩出の好循環を創出する必要があります。

【取組の方向】

① 県内企業の再投資の推進

地元企業や県外から立地した企業の再投資について、県内産業の高度化や競争力の強化に向けて支援します。

② 県外企業の新規立地の推進

県外からの新規立地については、優遇制度、良好な立地環境、立地後のフォローアップ体制等を強みとした誘致活動を展開します。また、島根大学等の教育機関とも連携し、成長分野や高い付加価値を生み出す企業の誘致に向けた取組を行います。

③ 中山間地域等への企業立地の推進

中山間地域等でのソフト産業の立地や県営工業団地の分譲を進めるとともに、地域資源や特色を活かして誘致に取り組む市町村を支援します。

3 人材の確保・育成

(1) 多様な就業の支援

若者、女性、高齢者、障がい者などへの魅力ある情報発信や就業機会の提供などにより、それぞれの能力や経験などを活かせる県内就業を促進します。

【現状と課題】

生産年齢人口が減少傾向にある中、有効求人倍率は全国平均を上回る水準で推移しており、県内企業等では人材を確保することが経営上の重要な課題となっています。県内企業等が求める人材を確保するためには、習得した知識・技術を活かし、更にその能力を高めていける、働きやすく、働きがいのある職場が島根にあることを、若者をはじめとする県内外の幅広い人材に理解してもらうことが重要です。

こうしたことから、高校生や県内外に進学した学生をはじめとする若者に、島根で働く魅力や意義について考え、県内企業等への就職意識を高めてもらうための情報や機会をきめ細かに提供していくとともに、企業自らが採用力を強化していくことが必要です。

また、様々な事情で希望どおりの働き方ができていない女性のほか、高齢者、障がい者など多様な人材が個々の能力を発揮できるよう、一人ひとりの事情に応じた多様で柔軟な働き方が選択できる職場を増やし、本人の希望に添った就労を促進していくことが必要です。このほか、不本意ながら不安定な仕事に就いている方や無業の状態にある人など、様々な課題に直面している方に対して、継続的に支援していくことも重要です。

さらに、全国の専門的な人材を即戦力として活用していくことも求められています。

加えて、企業の人手不足などを背景として今後も増加が見込まれる外国人が、適正に雇用され、働き続けられる環境づくりが必要です。

【取組の方向】

① 高校生や大学生等の県内就職の促進

高校生や県内外に進学した学生に、島根で働き、暮らすことの魅力を伝えるとともに、県内企業等との接点を持てる多様な機会を提供します。

また、保護者の県内企業等への理解を促進するための情報発信を行います。

② 企業の採用力の強化

県内企業が高校生や県内外に進学した学生等から選ばれるよう、魅力ある企業情報の発信やインターンシップ等の積極的な活用などを支援します。

③ 女性の就業支援

女性一人ひとりが、ライフステージに応じて個性や能力を発揮しながら、本人の希望に添った就業や転職を実現できるよう支援します。

④ 多様な人材の活躍促進

高齢者、障がい者などが、それぞれの個性や多様性を尊重され経験や能力を活かし、県内企業等で活躍できるようきめ細かな支援を行います。

企業の経営課題解決や新たな事業展開に必要な専門人材の活用を支援します。

外国人を雇用する事業者等に対して必要な情報提供を行うとともに、外国人が働き続けられる環境づくりを支援します。

(2) 働きやすい職場づくりと人材育成

職場環境の改善と、知識や技術の習得・向上の機会提供などにより、誰もがいきいきと働き続けられる活力ある職場づくりを県内に広げます。

【現状と課題】

県内に就職した高校や大学等の新規卒業者が3年以内に離職する割合は、3割を超える水準で推移しています。

こうした若者等の定着を図り、島根の産業を担う人材として育成するためには、生活と仕事を両立できる誰もが働きやすい職場づくり、知識や技術等を高めることができる環境づくりを進めることが重要です。

経営者や管理職は、働きやすく魅力ある職場づくりに積極的に取り組み、社員のやる気を引き出し、人材育成を進める必要があります。

また、少子高齢化等に伴い生産年齢人口が減少し、県内の幅広い産業において人手不足が深刻化する中、地域産業が求める人材を確保し、生産性の向上に取り組むためには、デジタル人材の育成や、労使一体となった人材開発、十分な能力開発の機会がなかった人たちに対する学び直しの機会を提供することも必要です。

さらに、連綿と受け継がれてきた島根に息づく伝統技能や優れた熟練の技を継承する人材の育成と、ものづくりの素晴らしさに触れ、技能に対する関心を高めることなども必要です。

【取組の方向】

① 魅力ある職場環境の整備

働く人の視点に立った魅力ある職場づくりに向けた企業等の取組に対する支援等を通して、多様な人材が能力を十分に発揮し、自身のライフスタイルを大切にしながらいきいきと働き続けることができる職場環境の整備を進めます。

② 在職者のスキルアップ等支援

企業等の生産性向上と競争力強化等につながる先進的な知識・技術・技能の習得など、在職者のスキルアップ等に取り組みます。

③ 地域の産業を支える人材の育成

地域産業で求められる知識・技術・技能などを有する人材を高等技術校のほか、民間教育機関や企業等との連携により育成します。また、必要性が高まっているデジタルスキルを習得する機会を提供します。

ものづくりを体験する機会の提供などにより、若い世代の技能者の育成に取り組みます。

Ⅱ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

若い人たちが安心して島根で暮らし続けて、子どもを1人、2人、3人と産み育てたいと思うことができ、その希望をかなえるための子育て支援の充実や、働きやすい環境の整備をします。

島根県の合計特殊出生率は、全国的には高い水準を維持していますが、それでもなお人口を維持できる水準にはありません。

また、若い世代の結婚したい、子どもをもちたいという希望と、実際の婚姻、出生の状況には乖離があります。

一方、島根県には、多世代同居の割合が高く、待機児童率も低いことなどを背景に、育児をしている女性の有業率が高く、子育てしながら働きやすい環境があります。

このような強みを活かしながら、若い世代の結婚したい、子どもを育てたいという希望をかなえるため、結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目ないきめ細かな支援や、子育てと仕事の両立支援など、官民一体となった支援体制づくりを進めます。

取り組む政策・施策

1 結婚・出産・子育てへの支援

- (1) 結婚への支援 31
- (2) 妊娠・出産・子育てへの支援 32

1 結婚・出産・子育てへの支援

(1) 結婚への支援

結婚や家庭についての若い世代の理解と関心を高めるとともに、多様な出会いの場を増やすことで結婚を望む男女の希望をかなえます。

【現状と課題】

若い世代の結婚や家庭に対する意識が変化する中、島根県の婚姻件数は年々減少しており、令和5年（2023年）には過去最少となっています。

また、島根県が独身の方を対象に実施したアンケートでは、「是非結婚したい」「できれば結婚したい」との回答は48.3%でしたが、そのうち結婚に向けた具体的な行動をしている割合は約2割にとどまっている状況です。

そのため、これまで取り組んできた結婚・出産・子育てなどのライフイベントに関する情報提供から多様な出会いの場の創出やお相手探しまで、結婚を支援する取組を一体的に進めていく必要があります。

【取組の方向】

① 市町村における結婚支援への取組の強化

結婚を望む県民誰もが、結婚支援サービスを安心して気軽に活用できるよう、全市町村における相談・支援体制の維持・拡充を支援することで、全県における結婚支援サービスの充実を目指します。

② 相談・マッチング機能の充実

しまね縁結びサポートセンターにおける縁結びボランティア「はぴこ」の活動支援やコンピュータマッチングシステム「しまこ」の利用拡大、多様な出会いの場の創出のほか、従業員の出会いや結婚を応援する企業等の取組の支援などにより、相談・マッチング機能を充実します。

③ 啓発活動・情報発信の充実

学校、企業などと連携して、子ども、学生、社会人などに向けて、結婚・妊娠・出産・子育てについて必要な知識を得たり、人生設計について考えるための講座などを実施します。

また、結婚・妊娠・出産・子育てに関する情報を、利用者目線で分かりやすく一元的に発信します。

(2) 妊娠・出産・子育てへの支援

妊娠・出産・子育てに負担感や不安を抱えている多くの若い世代が、安心して妊娠・出産・子育てできるよう妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制を充実します。

【現状と課題】

妊娠・出産・子育ては、若い世代にとって大きな喜びですが、一方で、子どもが生まれる前も後も不安や悩みは尽きません。

価値観やライフスタイルが多様化する中で、核家族世帯が増え、地域社会のつながりが希薄になり、また高齢者雇用が進んだことで祖父母や近隣住民等から支援や協力を得ることが難しくなっています。

妊娠・出産・子育てを取り巻く状況が変化している現代にあつては、子育て世代の負担や不安、孤立感を軽減し、子どもを産み育てたいと望む方々の希望をかなえ、安心して妊娠・出産・子育てでき、「もう一人産み育てたい」と思えるような環境を整えていくことが必要です。

例えば、出産前後に適切な支援が受けられるかどうか、子育て中には様々なことに費用が必要になり負担が大きいなど、子育てに関する不安を抱える方に寄り添った支援をしていく必要があります。

特に、育児をしながら働く女性が多い島根県では、子育てと仕事の両立を図ることが急務であり、中でも、放課後児童クラブは利用希望者が引き続き増加傾向にあり、今後も充実が必要です。

次の世代が健やかに育っていくためには、妊娠・出産・子育てを当事者だけの問題にするのではなく、地域や社会が寄り添い、地域ぐるみで切れ目なく支えていく必要があります。

【取組の方向】

① 切れ目ない相談・支援体制づくり

県内全域において妊娠・出産・子育てに関する相談・支援を行うため、全市町村に総合相談窓口を設置し、妊娠期からの切れ目のない相談・支援に取り組みます。

また、地域の実情に応じて結婚・妊娠・出産・子育てをトータルで支援する市町村の取組を支援します。

② 妊娠期・産前産後での支援の充実

子どもを産み育てたいと望む夫婦が安心して妊娠期から産前産後を過ごせるようにするため、不妊に悩む夫婦への支援をはじめ、周産期・小児の医療提供体制を整備するとともに、市町村と連携した妊娠期や産後早期からの家事・育児支援や母親の心の健康支援など、妊産婦の産前・産後のケアに取り組みます。

また、若い世代の方々に妊娠前から将来の結婚・出産などのライフプランを考え、日々の生活や健康に向き合う「妊娠前からの健康管理」について理解し、実践していただく取組を進めます。

③ 子育ての経済的負担の軽減

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費の助成を更に拡充し、市町村と連携して、県内全ての市町村で高校生相当年齢まで医療費助成が行われるよう取り

組みます。

また、保育に係る経済的負担の軽減に取り組みます。

④ 保育環境の充実・幼児教育の推進

保育の「適切な量の確保」や「質の向上」に向けて、市町村と連携し、地域に必要な保育機能を維持するための小規模保育所等への運営支援、病児・病後児保育を促進するための体制整備支援、全県的な保育士不足に対応するための保育士の確保・定着支援、保育人材がいきいきと働く環境を確保するための保育所等の労働環境改善などに取り組みます。

また、生涯にわたる人格形成の基礎を培うこととなる幼児教育が充実するよう、島根県幼児教育センターによる研修の実施など、幼児教育に携わる人材の資質向上を図る取組を推進します。

⑤ 放課後児童クラブの充実

学校外において安心して子どもを預けられるよう、市町村と連携し、放課後児童クラブの利用時間延長や待機児童解消等に向けた取組と、児童がクラブで充実した時間を過ごすための環境整備を推進します。

⑥ 子ども・子育て支援の充実

子どもの育ちや子育てを社会全体で支える地域づくりを進めるため、行政と企業・NPOなど民間団体が連携して、外出や買い物などの生活支援、多世代同居・近居の促進、多子世帯への配慮、仕事と子育てを両立できる環境づくり、子育てしやすい住まいづくりなどの取組を推進します。

また、県全体で子育て応援する機運を醸成するため、「こっころ」を合言葉とした統一イメージで、子育て世帯には「こっころパスポート」を発行して協賛店から各種サービスを提供するほか、子育て支援に積極的な企業は「こっころカンパニー」として認定するなどの取組を進めます。

⑦ 啓発活動・情報発信の充実

学校、企業などと連携して、子ども、学生、社会人などに向けて、結婚・妊娠・出産・子育てについて必要な知識を得たり、人生設計について考えるための講座などを実施します。

また、結婚・妊娠・出産・子育てに関する情報を、利用者目線で分かりやすく一元的に発信します。

⑧ 特別な支援が必要な子と親への支援の充実

長期療養や在宅で医療的ケアが必要な子どもへの対応や発達障がい、児童虐待、貧困世帯など特別な支援が必要な子どもと親への支援を充実します。

⑨ 安心して子育てや介護ができる環境づくり

子育てや介護をしながら安心して働き続けられる環境づくりを進めるため、事業者向けの支援を充実します。

男性が積極的に家事・育児・介護等を担うことを促進するため、男性に対する意識啓発やセミナー等を充実します。

また、ワーク・ライフ・バランス等をテーマとしたセミナーの開催などによる若者に対する意識啓発を進めます。

⑩ 子どもの学びの支援

子育ての不安となりうる子どもの学びにおいて、発達段階に応じた学力育成の取組と、不登校や発達障がいなどへの配慮が必要な子どもの学びを支援する取組を推進します。

Ⅲ 地域を守り、のばす

人口減少がいち早く進んできた中山間地域・離島と人口が集積した都市部が、共存・連携して共に発展する地域づくりを進めるとともに、それを支える社会基盤を整備します。

中山間地域や離島では、高齢化や人口減少が進む中、地域を支える人材の不足や、日常生活に必要な機能・サービスの低下が深刻化しており、持続可能な地域運営の仕組みづくりが求められています。

他方、宍道湖・中海圏域などの都市部においては、それぞれの周辺部を含めた地域の中核として発展し、県勢発展の牽引役となることが期待されています。

県民生活の利便性を確保し、産業や観光の振興を促す基盤となるインフラを整え、また、それらを有効に活用すること、各地域が持つ強みや特性を活かした経済的自立を図ること、都市部と比較して生活機能の維持・確保が難しい中山間地域や離島の状況を考慮した施策を実施すること、中山間地域・離島と都市部が共存・連携することで、地域が維持・活性化し、将来に明るい展望を持つことのできる社会を実現します。

取り組む政策・施策

- 1 中山間地域・離島の暮らしの確保
 - (1) 小さな拠点づくり 35
 - (2) 持続可能な農山漁村の確立 36
- 2 地域の強みを活かした圏域の発展
 - (1) 牽引力のある都市部の発展 37
 - (2) 世界に誇る地域資源の活用 38
- 3 地域の経済的自立の促進
 - (1) 稼げるまちづくり 39
 - (2) 地域内経済の好循環の創出 40
- 4 地域振興を支えるインフラの整備
 - (1) 高速道路等の整備促進 41
 - (2) 空港・港湾の機能強化と利用促進 43
 - (3) 産業インフラの整備促進 44
 - (4) ICT・デジタル化の推進 45
- 5 地域の生活基盤を支える人材の確保
 - (1) 地域生活交通を担う人材の確保 46
 - (2) 医療・介護・福祉サービスを担う人材の確保 47
 - (3) 道路等のインフラの整備や維持管理を担う人材の確保 48

1 中山間地域・離島の暮らしの確保

(1) 小さな拠点づくり

中山間地域・離島において、これからも安心して暮らし続けることができるよう、小さな拠点づくり（地域運営の仕組みづくりを行う取組や日常生活に必要な機能を維持・確保する取組）を推進します。

【現状と課題】

第1期計画では、公民館エリアを基本として住民の合意形成を図り、地域運営の仕組みづくりを推進してきましたが、県内の中山間地域・離島では、若年層を中心とした人口の流出、高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や、買い物など日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難となる集落が増えています。

また、一部の地域では、ガソリンスタンドなど地域住民で維持していくことが難しい生活機能が失われつつあります。

さらに、医療機関や介護・福祉事業所において、患者・利用者の減少や職員の不足、サービスに係るコストが割高になるなどの理由によって、医療・介護・福祉サービスの提供が困難となる地域も生じています。

このため、これまで市町村と連携して進めてきた公民館エリアを基本とした住民の合意形成による地域運営の仕組みづくりについては継続しつつ、今後は、燃料、買い物など生活機能の確保に直結する取組について、行政がより関与しながら、旧市町村単位での生活機能を維持・確保していくことが必要です。

あわせて、安全・安心な暮らしを支える医療・介護・福祉サービスや地域の移動ニーズを踏まえた最適な交通手段の確保も必要です。

【取組の方向】

① 持続可能なコミュニティづくり

地域住民の話し合いにより、生活機能を確保するための計画づくりや実践活動が進められるよう、市町村と連携して地域運営の仕組みづくりを支援します。

また、地域住民による実践活動を進めてきた地域については、円滑に活動が行われるよう、地域の取組を支援します。

② 生活機能・サービスの維持・確保

燃料、買い物など、生活に欠かせない機能やサービスについて、より行政が関与しながら維持・確保されるよう取り組みます。

③ 医療・介護・福祉サービスの確保

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて、市町村や関係機関が行う医療・介護・福祉サービスの維持・確保に向けた検討が進むよう支援します。

④ 地域生活交通の確保

路線バスやタクシーなどについて、地域の実情に応じて、最適な交通手段への転換を図ることなどにより、地域生活交通が確保されるよう市町村と連携して取り組みます。

(2) 持続可能な農山漁村の確立

農山漁村の有する多面的機能に十分配慮して、農林水産業を核とした地域の生活が将来にわたって維持できるような取組を推進します。

【現状と課題】

農林水産業が基幹的な産業となっている農山漁村においては、地域の暮らしが維持されること自体が、県土の保全や水源のかん養、景観の保護など、農山漁村の多面的機能の維持・発揮につながっています。

しかしながら、中山間地域・離島をはじめとした農山漁村では急速に人口減少・高齢化が進み、農林水産業の担い手が大幅に不足し、耕作されない農地が増加するなど、将来に向かって暮らしを維持することが難しい地域が増えています。担い手を必要とする約3千の農業集落のうち、約3分の1の集落が認定農業者や集落営農組織等がない、いわゆる担い手不在という状況にあり、さらに、集落営農組織等がある集落についても、多くの組織で後継者が確保されておらず、農地の荒廃や組織の解散が一気に進むことが懸念されます。

また、野生鳥獣による農作物被害が、営農意欲の減退や農地の荒廃の一因にもなっています。

そのため、地域ごとに、地域の農林水産業と暮らしが維持・発展できるビジョンをつくり、実現に向けた具体的な取組を進めていくことが急務となっています。

【取組の方向】

① 集落における営農体制の維持・強化

農林水産業をベースとした農山漁村における地域の産業や生活基盤が維持され、多面的機能が十分発揮されるよう、地域で必要とされる担い手の確保や集落営農体制の維持・強化に向けた地域の積極的な取組を促します。また、担い手の確保や営農を維持する広域的な取組を進めます。

② 鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害対策に意欲のある地域を支援することで、農作物被害の低減を図ります。また、狩猟免許所有者を安定的に増加させるとともに、幅広い担い手による捕獲体制づくりを進めます。捕獲した有害鳥獣については、ジビエ活用も含めた処理体制の整備を進めます。

特に近年、生息数や被害が増加しつつあるニホンジカ、ニホンザルなどについて、県が主導的な役割を担いつつ、関係市町と連携しながら、捕獲体制の構築や広域的な被害防止対策などを進めます。

2 地域の強みを活かした圏域の発展

(1) 牽引力のある都市部の発展

山陰を代表する人口集積地である宍道湖・中海圏域の県内各都市や、石見地方の各都市が、それぞれの周辺を含めた地域の中核として発展し、その効果が広く波及するような地域づくりを進めます。

【現状と課題】

宍道湖・中海圏域は、山陰地方のほぼ中央に位置し、隣接する鳥取県の2市と共に日本海沿岸において有数の人口・経済規模を誇る都市圏域を形成しています。この圏域は2つの空港と1つの貿易港を有するとともに、高速道路や鉄道が交わる交通の要衝です。金属関連産業、電子部品産業、IT産業などの特色ある産業が集積するほか、出雲大社や松江城をはじめとする歴史文化遺産を基点に自然や景観などを広域的につないだ観光エリア、さらには高度医療機関や高等教育機関なども含め、多くの人や物が行き交う中核的な圏域となっています。圏域の発展を更に進め、その牽引力を県内に広く波及させることが求められます。

石見地方の各都市部は、広島・山口両県に隣接していることから山陽や九州の経済圏との交流にも有利な面があるほか、県内唯一の国際貿易港である浜田港は海上輸送網の拠点であり、萩・石見空港は首都圏との交流機能を有しています。また、県立大学浜田キャンパスでは、情報化や産業のDX等の社会情勢の変化に対応した人材の育成が強化されています。こうした強みを活かすため、山陰道の開通により県東部とのアクセスの改善を図りながら、物流や人の移動の起点となる機能を活かし、その効果を広く波及させることで、石見地域の経済の活性化を牽引することが求められます。

【取組の方向】

① 交通拠点の活用

出雲縁結び空港、萩・石見空港、浜田港などの多方面での利用促進や利便性向上を進めることで、広域的な交流や物流を拡大させ、周辺地域の振興や産業の活性化へつなげていきます。

② 県立インフラ等の活用

各地域に立地している県立施設の各地域での活用策や、より高い相乗効果を生む連携策を見出し、運営していきます。

③ 県立大学の人材育成

「地域に貢献する人材を輩出する大学」を目指し、県内で不足する専門人材や地域産業のDXを推進していく人材、国際的な視野を併せ持ち、多角的な視点で地域を捉えることができるグローバル人材などの育成に取り組むとともに、主体的に問題を発見・整理・解決できる実践力を兼ね備えた人材を輩出していきます。

(2) 世界に誇る地域資源の活用

日本を代表し、世界に誇ることのできる数々の地域資源を活用した地域振興を進めます。

【現状と課題】

島根には、世界的にも価値を認められた貴重な歴史文化遺産や自然環境が存在しています。

令和9年（2027年）に発見500年、世界遺産登録20周年を迎える石見銀山は、銀鉱山跡、街道、街並み、温泉などが、日常の暮らしや美しい自然と調和し、島根らしい穏やかなたたずまいを見せています。

隠岐ユネスコ世界ジオパークでは、何億年も続いている「大地の成り立ち」、その大地の上に育まれた「独自の生態系」、今日まで受け継がれてきた「人の営み」を、ひとつの物語として知ることができます。

国立公園のブランド化を目指す「国立公園満喫プロジェクト」においてモデル地区の1つに選定された大山隠岐国立公園の島根半島地域、三瓶山地域、隠岐地域は、体験プログラムの充実や受入環境の整備などにより来訪者の増加が見込まれます。

令和7年（2025年）に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」湿地の登録20周年を迎える宍道湖と中海については、貴重な資源を賢明に利用することが、両湖周辺地域の振興を図る契機となります。

こうした島根が世界に誇る地域資源は、観光やレジャーの場としての魅力だけでなく、地域の活性化、交流人口の拡大などにも寄与しており、地域の誇りとして大切に守られています。人の往来に制約のあったコロナ禍においても、情報発信を工夫することで、地域資源に対する興味や関心を高めてきました。今後も、次世代に引き継いでいく財産として、県内外にその魅力や意義を発信し、来訪者の増加や地域振興につなげていくことが必要です。

【取組の方向】

① 歴史文化遺産の活用

世界遺産石見銀山や隠岐ユネスコ世界ジオパークなど、世界的にも価値を認められた貴重な歴史文化遺産を活用し、地域の活性化につなげます。

② 自然環境の活用

島根半島東部地域・西部地域、三瓶山地域、隠岐地域の自然環境を大切に守りながら、産業や観光の振興に活用し、地域の活性化につなげます。

3 地域の経済的自立の促進

(1) 稼げるまちづくり

地域の特産品の販路拡大や観光資源の活用などにより経済と人の流れを生み出し、稼げる地域をつくります。

【現状と課題】

地域の中には、地元に住んでいる人にはあまりにありふれていて、価値が十分に活かされていない物や景観でも、外部の視点から見た場合には新鮮で高い価値が見い出せる資源が隠れていることがあります。

地場産業、技術、伝統、文化、自然、土地、景観、歴史遺産など、地域が既に持っている強みを見つめ直し、既存の資源同士を組み合わせることで、新しい価値を創造することが可能です。特産品や観光などの地域資源として新たな活用方法が見い出せれば、地域外からの外貨を獲得し、発展することができます。

そのためには、地域の強みと地域内外の潜在的な需要を掘り起こし、両者を結びつけ、地域の強みを持続的に供給できる環境を整えることが重要です。

第1期計画では、地域資源を活用し、商品化につなげる「スモール・ビジネス」の取組や新しい観光プランの開発などを支援する取組を進めました。

引き続き、こうした稼げるまちづくりを進める人材の育成、事業化を可能とする環境づくり等を進めていくことで、地域内から地域外へ新たな商品やサービスを提供し、また地域外から地域内へ新たな人の流れを生み出して、地域外からの資金の獲得につなげる必要があります。

【取組の方向】

① 価値を生み出すまちづくり

地域の強みを活かした新しい商品の開発や、販路の開拓、人材の育成などの事業展開や体制づくりを支援することで、新たな需要を創出して外貨の流れを生み出し、外貨が集まるまちづくりを促進します。

特に、中山間地域・離島においては、豊かな自然環境や特徴ある資源を活用し、商品化につなげる「スモール・ビジネス」の取組を、事業者間の連携を促進することなどにより支援します。

② 人が訪れるまちづくり

地域の魅力に目を向けた新しい観光プランやサービスの開発などの事業展開や仕組みづくりを支援することや、新しい旅行ニーズを踏まえた情報発信の強化などにより、訪問、滞在、回遊などを生み出す観光資源の発掘・活用につなげ、新たな人の流れを生み出し、人が訪れるまちづくりを促進します。

(2) 地域内経済の好循環の創出

地域で消費するものの生産と地域内で生産するものの消費を喚起し、より多くの資金が地域内で循環し、波及効果が生まれる経済構造をつくります。

【現状と課題】

地域の雇用と活力を維持していくためには、経済を力強く循環させることが必要です。

働いたり物を売ったりして地域外から資金を稼いできたとしても、その資金を使うのが地域外であったり地域外の物を買うことが多ければ、地元の商店や事業者へ回る資金は少なくなります。地域外に資金が流出し続ければ、やがて地域の雇用と活力の減少につながります。

地域の外から資金を稼ぐことと併せて、地域から出ていく資金を減らすことにも着目し、地域内での経済循環を高めることが重要です。

食料品やエネルギーなどの必需品で、かつ地域内でも調達できる財・サービス等であれば、少しでも自給率を上げることで、地域経済の好循環を生み、地域の経済を強化することができます。域内で多くの資金を循環させることが可能となれば、その過程で新たな投資や雇用を生み、地域経済の活性化が期待できます。

このため、地域で必要なものを地域で生産し、地域で消費する意識の醸成と行動変容を促し、食料品やエネルギー等の地産地消（地元で生産されたものを地元で消費する）や地消地産（地元で消費するものを地元で生産する）を推進する必要があります。

【取組の方向】

① 地産地消と地消地産の推進

地元で生産される財・サービスの消費を地元で喚起するとともに、地元で消費される財・サービスの供給を地元で創出するよう、県民、生産者・事業者、行政で連携した取組を実施します。

② 再生可能エネルギーの活用推進

木質バイオマス等の地域資源を有効に利用し、再生可能エネルギーの活用を進めることで、エネルギー自給率の向上や地域経済の活性化を進める地域の主体的な取組を支援します。

4 地域振興を支えるインフラの整備

(1) 高速道路等の整備促進

高速道路を整備して全国的な幹線ネットワークと接続するなど、県内外の広域的な移動時間を短縮することで、全県的な活力と経済発展につなげます。

【現状と課題】

山陰道はこれまでに県内区間の約7割が開通し、沿線地域では活発な企業進出や観光客数の増加など、地域経済への波及効果が現れています。また、救急搬送時の速達性や、通勤時間の短縮による通勤範囲の拡大、災害時等における代替路としての交通機能確保などの効果も現れています。

しかし、未開通区間が残っており、この区間を早急に整備し、その効果を県全域に上げていく必要があります。また、県境をまたいだ区間を整備することにより、隣県との相互交流による地域経済の活性化が期待されます。加えて、山陰道の開通効果をより大きなものとするために、各地域において開通前から山陰道の利活用策を検討し、産業振興・地域振興に取り組む必要があります。

また、県内の高速道路の開通区間の約8割が暫定2車線であり、対面通行による安全性、時間信頼性の低下、大雪時の通行止めの長期化等の課題があることから、4車線化等の安全性や信頼性を高める対策が必要です。

さらに、中海・宍道湖圏域は人口や産業の集積だけでなく、出雲大社や松江城といった観光地、境港や出雲縁結び空港といった玄関口も有するポテンシャルの高い圏域ですが、この圏域を8の字に結ぶルートを形成する高規格道路の一部である境港出雲道路はそのほとんどが整備されていない状況です。

国において新幹線の次期整備路線決定に向けた動きがある中で、基本計画路線にとどまっている山陰新幹線及び中国横断新幹線（いわゆる伯備新幹線）について、整備計画路線への格上げへ向けた議論を進める時期にあります。

【取組の方向】

① 高速道路等の整備促進

山陰道の早期全線開通に向けた国への働きかけを行うとともに、事業中区間については、県において用地取得の支援や埋蔵文化財調査を実施するほか、地元調整等についても積極的に国に協力し、円滑な整備促進を図ります。

山陰道を含む供用中の高速道路については、「高速道路における安全・安心基本計画」に位置づけられた優先整備区間の4車線化など、安全性、信頼性向上、防災機能強化に向けた効果的な対策を推進するよう国に働きかけます。

境港出雲道路については、国や関係機関等との調整を図り、未着手区間の早期事業化を国に働きかけます。

② 高速道路の利活用促進

高速道路を利用したモノや人の流れを促進し、地域活性化につなげるとともに、山陰道の開通効果をより大きなものとするために、今後開通が見込まれる区間も含め、高速道路

Ⅲ 地域を守り、のばす

4 地域振興を支えるインフラの整備

を活用した産業振興・地域振興に取り組みます。

③ 新幹線整備の促進

山陰新幹線・伯備新幹線の整備に向けて、並行在来線の地元移管への対応や建設費の地元負担の分担などの課題について関係者との調整を進めながら、関係県と連携して国に働きかけます。

(2) 空港・港湾の機能強化と利用促進

国内外への玄関口である空港・港湾の機能を強化し、より一層の利用促進を図ること
で、モノや人の流れを拡大し、産業活動の活性化につなげます。

【現状と課題】

東京、大阪等の大都市圏から遠く離れている島根県にとって、県内3空港は国内外への空の玄関口であり、大都市圏や地方間を短時間で結ぶ航空路線は、地域振興や観光振興、県民の便利で快適な暮らしを実現するために重要な役割を果たしています。

また、海の玄関口としての港湾には、浜田港、河下港、西郷港をはじめとして、海外貿易航路や国内物流等の拠点としての機能が期待されています。

モノや人の流れを拡大し、産業活動の活性化につなげるためにも、航空路線・航路の維持・充実、更なる利便性の向上が必要です。

そのため、出雲縁結び空港の運用時間延長と発着枠の拡大、国際定期便の誘致、萩・石見空港の政策コンテスト発着枠継続、浜田港の国際定期航路の維持・拡大等に向けて取組を進めています。

空港施設については、空の玄関口としてふさわしい機能を備えた施設となるよう、施設・設備の改修・整備の必要があります。

また、港湾施設については、港内静穏度の確保のための防波堤整備や、増加が見込まれる取扱貨物や大型化する船舶に対応するための岸壁、臨港道路等の整備が課題となっています。加えて、老朽化した施設・設備の改修・補修が課題となっています。

【取組の方向】

① 航空路線の維持・充実と空港機能の強化

各空港の利用促進協議会等と連携して利用促進や利便性向上に取り組み、航空路線の維持・充実に図ります。

また、利便性向上と航空機の安全な運航を確保するため、空港周辺の状況に配慮しつつ、各空港の機能強化を進めます。

② 港湾機能の強化

地域の産業や生活を支える港湾の防波堤、岸壁等の計画的な整備を進めます。

特に、取扱貨物の増加が見込まれる浜田港については、物流機能の強化を進めます。

離島港湾については、離島と本土を結ぶ航路の維持や物流機能の強化を図るための整備を進めます。

また、港湾の適切な維持管理を行うとともに、港湾の利用促進に取り組みます。

(3) 産業インフラの整備促進

農林水産業をはじめとした産業の振興に必要なインフラの整備・更新を加速することで、生産性・安全性の向上を図り、県内産業の発展を支えます。

【現状と課題】

産業インフラの整備は、あらゆる業種での生産量の拡大や、生産効率及び品質の向上を図り、地域産業を活性化させる基盤となるものであり、さらには生活環境の改善や防災力の向上などにも資するものです。

農林水産業については、若者にとって魅力のある生業となるよう、生産基盤の整備を進め、収益性や安全性を向上させることが必要です。

また、地域産業が持続的に発展していくためには、高速道路、空港・港湾などのインフラを整備することが必要です。

加えて、県内企業の再投資や県外企業の新規立地により、産業の高度化を進めていくためには、工業団地等の立地環境を整備することが必要です。

【取組の方向】

① 農林水産業・農山漁村のインフラづくり

農山漁村における基幹産業である農林水産業の生産性を向上させるため、収益性の向上に向けた農地の整備や、林業専用道等の森林内における路網の整備、漁港・漁場の整備などを進めます。また、安全・安心な県土づくりや暮らしやすい農山漁村の実現に向けて、防災・減災対策を進めます。

② 地域産業における立地環境の整備

産業の高度化の推進を図るため、企業の要望等を踏まえ、市町村と連携し、県営工業団地の拡張、企業からの立地意向を受けて実施する工業用地造成など立地環境の整備に取り組めます。

特に、中山間地域等においては、県と市町村による共同工業団地の整備や、地域の特性・資源を活かして環境づくりを行う市町村への支援等に取り組めます。

(4) ICT・デジタル化の推進

ICTのあらゆる分野での利活用の促進及び行政におけるデジタル化の推進により県民サービスの向上を図るとともに、県民誰もがデジタルの恩恵を享受できる環境を整備します。

【現状と課題】

人口減少・少子高齢化による労働力人口の減少、雇用の創出、中山間地域・離島などの条件不利地のハンディキャップの克服など、多くの課題に対し、ICTは、地理的・時間的な制約を解消しうる手段であり、適切に利活用することで、大きな付加価値を生み出すことができます。

行政においても、県民サービスの維持向上を図るため、ICTの積極的な利活用を進めていく必要があります。また、データの収集や分析を行うことで、課題の可視化や施策立案へとつなげることもできます。

高齢者等全ての人が不安なくデジタル化の恩恵を享受できるよう配慮しながら、課題解決に向けてICTの利活用に戦略的に取り組むことが必要です。

【取組の方向】

① あらゆる分野でのICT利活用

産官学民が連携した体制を整備し、産業振興、子育て支援、医療・介護・福祉サービスの充実、地域の課題解決などあらゆる分野でのICTの利活用を進めます。

② 県民の利便性向上と行政の効率化

市町村と連携し、行政手続のオンライン化を推進するとともに、様々なデータを有効活用して施策立案・効果検証を行い、質の高い行政サービスを提供します。

③ デジタルデバйд対策

年齢、障がいの有無、性別、国籍等を問わず、全ての県民にデジタル化の恩恵が広く行き渡るよう取組を進めます。

5 地域の生活基盤を支える人材の確保

(1) 地域生活交通を担う人材の確保

通勤、通学、通院、買い物など、日常生活で地域交通を利用することができるよう、これらの運行を担う人材を確保します。

【現状と課題】

地域生活交通は、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには欠かせない重要なインフラです。しかし、近年、路線バスの利用者の減少に加えて、運転手の不足から、やむを得ずバス路線の廃止や減便が生じるなど、地域生活交通を取り巻く環境は大変厳しい状況です。

交通事業者の運転手は、高齢化が進んでいるほか、新たな採用が難しいため、今後も担い手の減少が懸念される状況となっており、地域生活交通の担い手不足が、県全体の課題として顕在化していることから、交通事業者と行政が連携して取り組んでいくことが必要です。

【取組の方向】

① 地域生活交通を担う人材の確保

住み慣れた地域で、安心して住み続けることができるよう、市町村及び交通事業者と連携し、地域生活交通の担い手の確保に向けた取組を進めます。

(2) 医療・介護・福祉サービスを担う人材の確保

住み慣れた地域で県民が安心して医療・介護・福祉サービスを受けることができるよう、これらを担う人材を確保します。

【現状と課題】

医療・介護・福祉サービスの担い手である人材の確保は、サービスの量や質を確保する上で重要です。

医療機関では、医師の不足や診療科偏在、診療所医師の高齢化や後継者不足、看護職員及び薬剤師の不足や地域偏在など、地域によっては医療従事者の確保が難しくなっています。

介護や障がい福祉サービス事業所でも、介護従事者の高齢化や生産年齢人口の減少、他業種への人材流出などにより、介護人材の確保はますます厳しい状況となっています。加えて、中山間地域・離島では、職員不足により、サービス提供を縮小せざるを得ない地域も生じています。

また、児童福祉施設等においても、従事者が不足している一方で、手厚い支援を必要とする子どもへの対応の増加など、よりきめ細かな支援の充実が必要となっており、従事者一人ひとりの負担が増している状況にあります。

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の関係者と連携し、それぞれの地域のニーズやサービス資源の状況を踏まえた上で、必要な人材を確保・育成していく必要があります。

【取組の方向】

① 医療従事者の養成・確保

関係機関や市町村と連携しながら、医師、看護職員、薬剤師をはじめ、地域において必要な医療従事者の養成・確保、県内定着を推進するとともに、資質の向上に取り組みます。

② 介護・福祉人材の養成・確保

市町村や地域の関係者と連携しながら、介護・福祉職のイメージアップ、多様な人材の確保・育成、早期離職防止等の人材定着、ICT導入等による介護・福祉現場の業務改善等に取り組みます。

また、介護・福祉人材の処遇改善につなげるため、適切な報酬設定等について国に働きかけを行います。

(3) 道路等のインフラの整備や維持管理を担う人材の確保

道路等のインフラを将来にわたって安全に利用し続けられるよう、これらの整備や維持管理を担う人材を確保します。

【現状と課題】

建設産業は、住民生活や経済活動の基盤であるインフラの整備・維持管理、災害や除雪対応等、地域の安全・安心を支える重要な役割を担っています。

一方で、建設業の就業者数はピーク時（平成12年（2000年））の約6割に減少し、その3分の1が60歳以上となっており、人手不足と技術承継が大きな課題となっています。

そのため、建設産業全体が、処遇の改善、生産性の向上、魅力・働きがいの向上等を図り、「新3K（「給与」がよい、「休暇」が取れる、「希望」がもてる）」に転換することを求められています。

また、建設産業の魅力を幅広い層に発信し入職につなげることやその人材の定着・育成を建設産業団体等と連携して取り組んでいくことが必要です。

【取組の方向】

① 建設産業を担う人材の確保

建設産業団体等が行う、建設産業の魅力等を伝える体験事業等の取組や多様な人材の入職を促進するための取組を支援します。

専門工種を含む建設産業の仕事内容や魅力、キャリアイメージを若い世代とその保護者等に伝える取組を実施し、建設産業への入職を促進します。

② 処遇改善等による人材の定着

適切な賃金確保や週休2日工事、ICT活用工事の推進等による処遇改善や生産性向上等、人材の定着に向けた取組を推進します。

③ 技能向上等による人材の育成

キャリアアップを図るために必要な専門資格取得の取組を支援します。

生産性向上を図るため、デジタル技術等の先進的な知識・技術を習得し、活用できる人材の育成を推進します。

IV 島根を創る人をふやす

自分たちの生まれ育った地域の価値について子どもの頃から学ぶ活動やUターン・Iターン支援により、島根に愛着と誇りを持ち、将来の島根を支える人をふやします。

若者の進学・就職による転出が転入を上回っていることが、島根県の人口流出の主な原因となっています。

このため、子どもの頃から地域への愛着と誇りを育むふるさと教育や、島根の暮らしや魅力の情報発信などにより、若者に島根に残ってもらい、戻ってもらい、移ってもらう新しい人の流れをつくります。

そして、島根に暮らすことを決めた若者や女性、島根に関わりを持つ方々が、あらゆる分野で活躍し、地域社会に積極的に参画していただけるための取組を進めます。

取り組む政策・施策

- 1 島根を愛する人づくり
 - (1) 学校と地域の協働による人づくり 50
 - (2) 地域で活躍する人づくり 51
 - (3) 地域を担う人づくり 52
 - (4) 島根かみあり国スポ・全スポに向けた人づくり 53
- 2 新しい人の流れづくり
 - (1) しまねの「暮らし」や「魅力」の情報発信 54
 - (2) 若者の県内就職の促進 55
 - (3) Uターン・Iターンの促進 56
 - (4) 関係人口の拡大 57
- 3 女性活躍の推進
 - (1) あらゆる分野での活躍推進 58
 - (2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり 59

1 島根を愛する人づくり

(1) 学校と地域の協働による人づくり

島根の子どもたち一人ひとりに、地域に愛着と誇りを持ち、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育みます。

【現状と課題】

人口減少問題が日本全体の課題となる中、島根においても地域の将来を担う人材の育成は重要であり、教育に寄せられる期待はとて大きなものとなっています。

島根の子どもたちが、身近な地域に対する愛着と誇りを持ち、確かな学力と豊かな心を育み、夢や希望に向かって挑戦できるよう、学校と地域が協働して子どもたちを育てていく必要があります。

島根県では、これまで、学校と地域が連携・協働した教育活動に取り組んできました。その結果、子どもたちは、人々との関わりの中で探究的に学ぶことを通じて地域の魅力を再発見し、主体的に学習に向かう意欲が生まれています。また、将来自分が住んでいる地域や島根のために役に立ちたいという思いの醸成にもつながっています。地域においても、子どもの成長を支え、学びあうことにより、住民一人ひとりの活躍の場ができ、地域の活力につながっています。

引き続き、幼児教育施設（幼稚園、保育所等）から県内大学等まで教育の目標やビジョンを共有し、家庭、住民だけでなく地元企業等とも連携・協働しながら、人と人とのつながりやあたたかさがある島根らしい教育を行うことで、将来の島根を支える人づくりを進めていく必要があります。

【取組の方向】

① 人と人とのふれあいや、つながりによる人づくり

子どもたち一人ひとりが家族や地域の人に愛され、多くの人々とふれあいながら育つことにより、人を思いやり、人と人とのつながりやあたたかさを大切にすることができるよう、家庭や地域と一体となって子どもたちを育みます。

② 地域資源を活用した特色ある教育の推進

身近な「ひと・もの・こと」を本物の教材として学ぶふるさと教育や、地域、県内大学、地元企業等と連携した探究的な学びにより、学ぶ楽しさを知り、学びへの興味・関心が高まる教育を推進します。

③ 学校と地域の連携・協働の推進

学校運営協議会等、学校と地域が一体となって子どもたちを育む協働体制による取組等により、子どもたちの将来の選択肢を広げ、夢や希望の実現を支援します。

④ 高大連携の推進

高校生が県内大学の専門的な教育や研究などに触れることにより大学での学びを知り、身近で特別な存在として意識することで大学進学を希望する生徒の進路選択の幅が広がり、結果として県内進学者が増えるよう、大学との連携を進めます。

(2) 地域で活躍する人づくり

県民が、スポーツ・文化芸術活動・健康づくり活動や、NPO、ボランティアなどの社会貢献活動に参加しやすい環境づくりを通して、地域で活躍する人づくりを推進します。

【現状と課題】

スポーツ・文化芸術活動・健康づくり活動は、心の豊かさや健康推進など生活の質を向上させるほか、地域社会への参加を促し連帯感を育みます。また、ボランティア、NPOなどの社会貢献活動や、地域を支える様々な地域活動は、安全で安心な地域づくりに寄与し、多様化・複雑化する地域の課題を解決する力となるほか、地域社会への参画意欲を高めることにつながります。

県民一人ひとりの希望をかなえ能力を活かせるよう、若者から高齢者、障がいのある人、外国人など、誰もが様々な活動に主体的に参加しやすい環境づくりを行い、地域で活躍する人づくりを推進することが求められています。

身近な地域で気軽にスポーツに触れることができ、より充実したスポーツ活動が行える環境づくりや、文化芸術を鑑賞、参加、創造する機会を確保し、文化芸術活動の裾野の拡大を図ること、地域の実情に応じた健康づくりの取組を展開することにより、県民の自主的・主体的な活動につなげていく必要があります。

また、NPO等の社会貢献活動や、地域を支える様々な地域活動についても、多様な担い手が参加しやすい環境づくり、仕組みづくりを行い、地域の活性化につなげていく必要があります。

【取組の方向】

① スポーツを通じた人づくり

ライフステージに応じたスポーツの推進により、県民一人ひとりが、スポーツを通じ多様な形で気軽に地域社会に参加する機会の拡大を図ります。

② 文化芸術を通じた人づくり

県の文化芸術施設を活用するとともに、地域や学校、関係団体等との連携により、文化芸術の鑑賞・参加・創造の機会を充実させることで、島根の文化芸術活動を担っていく若い世代の育成や、多くの県民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを行います。

③ 健康づくり活動を通じた人づくり

公民館単位など身近な地域で、健康課題解決に向けた取組や住民同士の支え合いを重視した活動を進めることで主体的に健康づくり活動に取り組む人を増やします。

④ 社会貢献活動に参加しやすい環境づくり

多くの県民の社会貢献活動への参加を促進し、地域課題解決に取り組む団体の育成や活動を支援します。

⑤ 様々な地域活動がしやすい仕組みづくり

多様な価値観、興味、関心を持つ人々が、そのライフスタイルに応じた様々な地域づくり活動へ参加しやすくするための仕組みづくりを行います。

(3) 地域を担う人づくり

人づくりの拠点となる公民館や県内の高等教育機関等と連携し、県内に残り、地域づくりに主体的に参画する人づくりを推進します。

【現状と課題】

人口減少や核家族化、生活スタイルの変化などに伴い地域のつながりが希薄化していく中、持続可能な地域づくりに向けて地域住民が主体となり地域課題を解決しようとする機運が高まりつつあります。

地域の担い手の一人であることを住民自身が実感でき、地域に貢献しようとする意欲や地域を愛する気持ちを地域づくりに活かすことができ、人々が互いに支え合う社会を実現することが求められます。

地域課題について住民自身が理解を深め、その解決に向け主体的に実践しやすい環境を整えるため、地域を担う人づくりの拠点となる公民館等の機能の強化や活動の充実をはじめ、学びや活動を支援する人材の育成や、地域と高等教育機関等の連携の強化などが必要です。

【取組の方向】

① 地域課題の解決に向かう人づくり

公民館等を中心に、幅広い世代の地域住民が主体的に様々な地域課題の解決に向かえるよう、実行力を養う学習活動や実践活動を支援し、持続可能な地域づくりを実現するための基盤となる地域を担う人づくりを推進します。

② 社会教育士等の養成・育成

地域づくりを担う人づくりの取組を推進していくため、高等教育機関と連携して社会教育士を養成するとともに、研修の充実やネットワーク化を通して社会教育関係者の知識や技術の向上、結束力の強化など、育成に向けた取組を進めます。

③ 県内高等教育機関での人づくり

地域に密着した教育・研究を地元と一体となって進めることで、主体的に地域課題の解決に向けて取り組む実践力を備えた人材を育成します。

④ 県内高等教育機関、県内企業などと連携した県内就職の促進

県内高等教育機関、県内専修学校（専門学校）、県内高校、県内企業等との連携を強化し、入試制度の見直しや地域に密着した教育・研究を促進することなどにより、県内高校からの進学者の増加や県内高等教育機関や県内専修学校の卒業生の県内定着を図ります。

(4) 島根かみあり国スポ・全スポに向けた人づくり

令和12年（2030年）に開催予定の島根かみあり国スポ・全スポが、地域に根ざしたスポーツ振興の機会となるよう、選手や指導者の確保・育成、大会を支える人づくりを推進します。

【現状と課題】

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催には、将来にわたる持続的な競技力向上のほか、スポーツを通じた地域づくり、人づくり、郷土愛や地域への誇りの醸成、障がいのある人々への理解を深め、共に支え合う社会の実現など、多くの意義があります。

昭和57年（1982年）に開催された「くにびき国体・ふれあい大会」では、大会を契機に地域にスポーツが根ざし、奥出雲町のホッケーや美郷町のカヌーのようにオリンピックや世界大会で活躍する選手を地元から輩出し、優秀な指導者が育成されるなど、スポーツを通じた地域づくり、人づくりの面において大きな成果をもたらしました。

しかし、近年は競技人口の減少に加え、島根で生まれ育った選手も、より良い競技環境を求め進学や就職等を契機に島根を離れるケースが見られ、各競技において選手・指導者が不足しているという課題があります。

島根かみあり国スポ・全スポに向けては、競技団体、地域、地元企業等が連携して選手や指導者が競技に取り組める受け皿づくりを進め、島根で活躍する選手・指導者を育成していき、大会後には、地域でスポーツを支える人材として、次世代の選手・指導者を育成していくという好循環を生み出していくことが必要です。

また、大会の開催には、ボランティア活動への参加や、各種競技会での観戦・応援、来県される方々へのおもてなしなど、多くの県民による関わりや協力が欠かせません。年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、県民一人ひとりが身近なことから大会に参加し、県民一体となって大会を盛り上げ、支えていく機運を醸成していくことが求められます。

【取組の方向】

① 島根かみあり国スポ・全スポに向けた選手や指導者の確保・育成

競技体験会やスポーツ教室の開催等を通じて競技者の裾野を広げていくとともに、少年選手を県内で育てる取組や県外からの受入れ促進、成年選手・指導者の県内企業等への就職支援を通じて、県内で活躍する選手・指導者を確保・育成していきます。

② 島根かみあり国スポ・全スポを支える人づくり

地域、学校、企業等へ大会のPRを行うとともに、大会関連イベントの実施などにより機運を醸成し、大会ボランティア等への参加を促進します。

大会運営のサポートを行う手話・要約筆記等の情報支援ボランティアについては、養成講座の開催等により、確保・育成を図ります。

③ 島根かみあり国スポ・全スポを契機とした、スポーツを楽しむ環境づくりの推進

県民誰もが様々な立場でスポーツを身近に感じ、触れられる環境を整備することで、スポーツを通じた地域づくりや健康増進につなげるとともに、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、共にスポーツに親しみ、支え合う社会の実現を目指します。

2 新しい人の流れづくり

(1) しまねの「暮らし」や「魅力」の情報発信

島根の人や暮らしなどの魅力を県内外や海外に分かりやすく発信し、島根に関心を持つ人をふやします。

【現状と課題】

島根には、豊かな自然があふれ、神話の時代から続く古き良き歴史・文化が人びとの暮らしの中で連綿と受け継がれています。また、まじめで穏やかな人柄や、あたたかな信頼関係の中で子育てから老後まで安心して生活できる地域社会の絆など、大都市では失われたものがたくさん残されています。

島根が持つこれらの素晴らしい魅力や強みを県民全体で共有し、ふるさと島根への愛着や誇りを育み、若い世代に引き継いでいく必要があります。

第1期計画では、県内の各地域で活躍する人を取り上げて紹介することに取り組みました。また、三大都市圏に向けたプロモーションを行い、島根や地方移住への関心を高めることにつなげました。

さらに、「人のつながり」や「人の温もり」、「一生懸命に生きる人を応援する」という「島根らしさ」を表現したキーフレーズ「誰もが、誰かの、たからもの。」とそれに続く文章により、島根らしさの情報発信に取り組みました。

今後も引き続き、しまねの「魅力」や「暮らし」の強みを強力に発信することにより、多くの人や企業に島根への関心を持っていただき、移住・定住や産業振興など島根の発展につながるよう、県と市町村や民間団体等が連携して情報発信の強化に取り組むことが必要です。

【取組の方向】

① しまねの「魅力」情報発信の強化

島根の自然の豊かさ、古き良き歴史・文化、「島根らしさ」、人々が互いに支え合う島根での暮らし方などの島根の魅力が、多くの人びとを惹きつけ、島根に関心を持っていただけるよう、国内外に向けた情報発信を強化します。

特に、「誰もが、誰かの、たからもの。」というキーフレーズなどで表現するしまねの「魅力」を、県民の皆様と共有し実感していただきながら、県内外に広がっていくよう、県の施策の様々な場面で発信していきます。

② しまねの「暮らし」情報発信の強化

子育て環境や通勤事情・住宅事情など、島根の生活事情の良い面や都会の厳しい面をわかりやすく伝え、島根での暮らしを思い描いていただくよう、情報発信を強化します。

(2) 若者の県内就職の促進

高校生や県内外に進学した学生に、県内産業やそこで働く人に触れる機会などを提供し、島根で働く魅力を伝え県内就職を促進します。

【現状と課題】

若者の進学・就職による転出が転入を上回っていることが、島根県の人口流出の主な原因となっており、県外に進学した多くの学生が県外での就職を選択する状況があります。

これまでの取組により、県内の高校生や大学生のほか、県外の大学に進学した学生の県内就職率については、少しずつ上昇してきました。

こうした流れを加速するために、高校生や県内外に進学した学生に県内就職への意識を持ってもらうことが必要であり、働きやすく、習得した知識・技術を活かし、更にその能力を高めていける、魅力ある職場が島根にあることを理解してもらうことが重要です。

こうしたことから、高校生や県内外に進学した学生をはじめとする若者が、島根で働く魅力や意義について考え、県内企業等への就職意識を高めてもらうための情報や機会を、企業の採用活動の動向も踏まえながら、きめ細かに提供していくことが大切です。

【取組の方向】

① 県内高校からの県内就職の促進

就職を目指す高校生に、島根で働き、暮らすことの魅力を伝えるとともに、県内企業等との接点を持てる多様な機会を提供します。

② 県内大学等からの県内就職の促進

大学、企業、県等で設立した「しまね産学官人材育成コンソーシアム」を中心に、関係機関が連携し、学生が低学年次から県内企業等との接点を持てる多様な機会を提供します。

③ 県外大学等からの県内就職の促進

県の山陽・関西圏・首都圏における県外事務所を拠点に県外大学等との関係を強化します。

また、ふるさと島根定住財団等と連携して島根県出身学生が低学年次から県内企業等への理解を深めることができる機会を提供します。

④ 私立専修学校からの県内就職の促進

習得した専門知識や技術を活かした就職につながるよう、県内企業等との接点を持てる多様な機会を提供します。

⑤ 保護者への情報発信

県内高校、県内大学等、県外大学等、私立専修学校の学生の保護者に対し、県内企業等への理解を促進するための情報発信を行います。

(3) Uターン・Iターンの促進

Uターン・Iターン希望者への仕事や生活に関する的確な情報提供や相談対応、島根暮らし体験の機会提供、市町村などと連携した定着支援により、移住・定住を促進します。

【現状と課題】

人口の社会移動については、コロナ禍を経て東京一極集中が再び加速しており、多くの道府県が転出超過となる中、移住・定住に力を入れる自治体が増加しています。

これまで、県ではUターン・Iターン希望者等に対して、仕事や住まい、生活等に関する情報提供から、相談や無料職業紹介、農林水産業などの産業体験や地元との交流、そして、実際の受入れと、その後の地域への定着までを、各段階に応じてサポートしてきたことにより、県内への移住・定住の促進につながっています。

この流れが一層大きく強いものとなるよう、こうした各段階に応じた支援や、Uターン希望者とIターン希望者、年代や性別などそれぞれの特性に応じた支援を、県や市町村、ふるさと島根定住財団などの関係機関が連携し、きめ細かく行っていくことが必要です。

【取組の方向】

① Uターンの促進

県内出身者の方に、県内への関心やつながりを維持し、Uターンを考えるきっかけとしてもらえるよう、県内の情報に接する機会や地域・企業とふれあう機会を創出します。

また、Uターンを希望する方には、個々の希望に応じた、丁寧できめ細かな相談対応などを充実させます。

特に山陽・関西圏・首都圏において、県内出身の学生や若者のUターン促進の取組を強化します。

② Iターンの促進

県外出身者の方に、地方移住への関心を高め、移住希望者に島根を移住先として選択してもらえるよう、島根の暮らしやすさに関する都市部での情報発信を強化します。

また、相談対応や県内の地域を知っていただくための体験機会の提供、定着支援など、各段階に応じて適切にサポートする体制を整え、Iターンの促進と移住後の定着を図ります。

特に首都圏・関西圏における、Iターン促進の取組を強化します。

③ 定住促進のための住環境の整備

県外からの移住者や、県内に定着・回帰した若者が安心して暮らし続けることができるよう、市町村と連携して、良質で多様な住宅の供給や空き家情報の提供等を促進します。

(4) 関係人口の拡大

都市部にいながら何らかの形で島根に関わりたいと希望する人々を掘り起こし、県内での活動の場を提供して、地域への貢献や将来の移住につなげます。

【現状と課題】

「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光等で訪れた「交流人口」でもない、都市部にいながら地域や地域の人々と多様に関わりたいと希望する人々のことを指します。

島根県は、人口減少・少子高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心に、都市部にいながらその地域と関わり、課題解決に貢献する人材が集まり始めており、こうした人々が地域づくりの担い手となることが期待されています。

県では、島根への理解を深めてもらうための関係人口セミナーや、島根との関わりを考える連続講座「しまコトアカデミー」の開催、課題解決や活性化に取り組む地域と関係人口をつなぐ「しまね関係人口マッチング・交流サイトしまっち！」の活用を進めてきました。これらを通じて、都市部の人々の県内への理解促進や住民との交流拡大が図られ、地域への愛着の醸成と地域貢献につながっており、さらには自身のUターン・Iターンの契機ともなっています。

こうした関係人口を拡大し、新たな地域づくりの担い手として参画していただくための仕組みづくりや、将来的に関係人口から移住につなげていく視点での取組の充実を図る必要があります。

【取組の方向】

① 関係人口の拡大による、地域への貢献や将来的な移住の促進

都市部での関係人口の掘り起こし、島根への理解促進や意識啓発を行うとともに、「しまっち！」の活用などにより、様々な形で島根に貢献していただく機会や活動の場を提供します。また、地方の暮らしに関心を持つ方には、市町村やふるさと島根定住財団と連携して、島根への移住の検討に向けた支援を行います。

特に首都圏・関西圏での関係人口の拡大に向けた取組を強化します。

② 島根を応援する人を増やすための情報発信と交流の場づくり

しまねの「魅力」や島根らしさの情報発信を強化し、島根の暮らしに関心を持つ人や島根を応援する島根ファンの交流の場づくりを支援します。

3 女性活躍の推進

(1) あらゆる分野での活躍推進

仕事や地域活動など、あらゆる分野において、女性一人ひとりが、本人の希望に応じ個性や能力を十分発揮しながら活躍できる環境をつくります。

【現状と課題】

平成27年（2015年）8月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、女性がそれぞれの希望に応じた働き方を実現できるよう、社会全体として取り組んでいくこととなりました。

県では、平成28年（2016年）10月に「しまね働く女性きらめき応援会議」を設立し、官民が連携して、女性が個性や能力を十分に発揮し、働き続けやすい職場環境の整備を進めてきました。

島根県は、働いている女性の割合が高く（令和2年国勢調査の生産年齢の労働力率が78.7%で全国1位）、結婚や子育て期を迎えても就労継続を希望する女性が多い一方で、「働き続けやすい」と感じる女性は40.9%（令和6年度県政世論調査）となっています。

引き続き、就労を望む女性一人ひとりが結婚や子育てをしながら希望に応じて就業でき、管理職など責任のある立場やこれまで女性が進出しにくかった分野で活躍できる環境をつくる取組が求められています。

このため、女性が働き続けやすい職場環境づくりに取り組むとともに、女性の人材育成やキャリアアップ等を図ることが必要です。

また、地域においても女性がその個性や能力を十分発揮しながら活躍できる環境づくりに取り組むことが必要です。

【取組の方向】

① 女性一人ひとりが、あらゆる分野で活躍できる環境の整備

女性がライフステージに応じ様々な分野で活躍できるよう、キャリア形成の支援やロールモデルの普及啓発を行い、また、女性が進出しにくかった分野においても就業や起業を実現できるよう、支援します。

企業等においては、女性が多様な職種での能力の向上や、管理職等としての活躍、キャリアアップを実現することができるよう、また、地域においては、魅力ある地域づくりや次代を担う人づくりを女性自らが企画し実践しやすい環境づくりが進むよう、支援します。

(2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり

子育て・介護支援や働き続けやすい職場環境づくりの推進などにより、誰もが安心して家庭と仕事を両立させ、充実した生活が送れる社会をつくります。

【現状と課題】

島根県においては、女性の働いている割合や合計特殊出生率が全国上位にあり、多くの女性が働きながら子育てをしています。その一方で、子育て世帯の男性の家事・育児・介護時間は133分／日と、女性の357分／日と比べて約3分の1と少なく（令和3年社会生活基本調査）、女性に負担が偏っている状況があります。

その背景として、「子育ては母親でなければならない」とか「家事、介護は女性の方が向いている」といった固定観念が根強く残っていることや、職場での長時間労働や休暇の取りづらい働き方が影響していることが考えられます。

男女が協力して子育て・介護や仕事に取り組めるよう、夫婦間の分担を見直すことや、職場において、男女とも育児・介護休業が取得しやすく、子育てや介護に対応した柔軟な働き方ができる環境を整えることなどが必要です。

これからの島根を担う若い世代にとっても、家庭も仕事も大事にしながらいきいきと暮らすことができる社会の実現が求められます。

【取組の方向】

① 子育て世代に向けた支援の充実

結婚・妊娠期・出産期・子育て期の切れ目のない支援を通じて、安心して出産・子育てができ、家族がいきいきと暮らせる環境をつくります。

② 子育て・介護や仕事に取り組むことができる環境づくり

男性が積極的に子育て・介護・家事を担う意識や、若者のワーク・ライフ・バランス等に対する意識の向上を図るため、セミナー等を通じた意識啓発を行います。

また、従業員が子育てや介護を仕事と両立させることができ、安心して働き続けられる環境を整えるため、経営者・管理職の意識改革や、職場環境の改善などに積極的に取り組む事業者を支援します。

第2編

生活を支える サービスの充実

V 健やかな暮らしを支える

保健・医療・介護を充実させるとともに、支え合いにより県民一人ひとりが生きがいを持って安心して暮らせる地域共生社会の実現を進めます。

生涯にわたり、いきいきと健康で暮らすことは、県民誰もの願いです。地域の活力維持や活性化の源でもあります。このためにも、医療と介護が切れ目なく円滑に提供され、県内どこにおいても安心して医療・介護サービスを受けることができる必要があります。各地域の状況に応じた医療提供体制を構築し、医療従事者及び介護人材を確保します。

人生100年時代を見据え、高齢者が生きがいを持って地域の支え手として活躍できる社会をはじめ、障がい者、生活困窮者、ひきこもりなど生きづらさを感じている人たちが社会から孤立することなく、地域において自分らしく生活し続けられる社会を、住民相互の支え合いにより、地域共生社会として実現します。

取り組む政策・施策

- 1 保健・医療・介護の充実
 - (1) 健康づくりの推進 62
 - (2) 医療の確保 63
 - (3) 介護の充実 64
- 2 地域共生社会の実現
 - (1) 地域福祉の推進 65
 - (2) 高齢者の活躍推進 66
 - (3) 障がい者の自立支援 67
 - (4) 子育て福祉の充実 68
 - (5) 生活援護の確保 69

1 保健・医療・介護の充実

(1) 健康づくりの推進

県民自ら健康づくりに取り組めるよう環境の整備を進め、健康寿命の延伸を図り、健康長寿日本一を目指します。

【現状と課題】

全ての県民が健康で、明るく、生きがいを持って生活を送ることができるとともに、地域の担い手として活躍してもらうことにより活力ある地域づくりを進めるため、一人ひとりの健康づくりの取組が重要です。

島根県においては、健康寿命は伸びているものの、全国と比べて脳血管疾患の死亡率や高血圧罹患率などが高く、その原因として食塩摂取量が多いことや運動習慣を持つ方が少ないことなどの生活習慣上の健康課題があります。第1期計画では「減塩」「野菜摂取」「運動の促進」を重点方針とし県民へ発信してきましたが、健康寿命を更に延ばすためには、これらの課題に対して、引き続き取り組む必要があります。

また、これまで取り組んできた、子どもの頃からの適切な生活習慣の確立、生活習慣病の一次予防、疾病の早期発見、合併症や重症化の予防、高齢者の活力低下の予防、心の健康づくりなど、生涯を通じた健康づくりの実践を継続することが必要です。

健康に関心がある人々だけでなく、健康に関心の薄い人々にも健康づくりを広げていき、幅広い人々が取組に参画し、県民運動として展開するとともに、無理なく健康になれる環境づくりの推進が必要です。

【取組の方向】

① 健康寿命延伸のための健康づくりの推進

減塩・野菜摂取や体操・運動の促進などの生活習慣改善について、栄養、運動、医療等の専門家の知見を活かしながら、まず自らの健康状態を把握し、それぞれの目標に向かって生活の中で今より1つ多くの健康づくりに取り組む「+1（プラスワン）活動」を強化します。

あわせて、地域や職域の健康課題解決に向けた取組や、人と人とのつながりや住民同士の支え合いを重視した住民主体の健康なまちづくり活動を進め、県民、関係機関・団体、企業、大学、行政が一体となった県民運動を推進します。

② 子どもから高齢者までの切れ目のない健康づくり

県民の健康意識を高めるために、情報や体験の場を提供し、生涯を通じて健康チェックや生活習慣の改善等を促進します。特に、健康課題の多い働き盛り世代や健康に関心の薄い人々に対する働きかけを、職域保健の関係団体と協働して取り組みます。

また、心の健康づくりについても関係機関・団体と連携して、ライフステージに応じた取組を推進します。

③ 疾病等の予防対策

特定健康診査やがん検診、歯科健診等の受診率向上に向けた取組や保健指導を充実します。

(2) 医療の確保

医療機関相互の機能分担・連携や医療従事者の養成・県内定着を進めることにより、県民が必要なときに良質な医療が受けられる医療機能を確保します。

【現状と課題】

医療機関では、医師の不足や診療科偏在、診療所医師の高齢化や後継者不足、看護職員、薬剤師等の不足や地域偏在など、地域医療を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

住み慣れた地域で県民誰もが安心して医療を受けられるよう、将来の医療需要を見据えて医療機関の機能分担・連携を促し、高度急性期から在宅まで切れ目のない医療や救急医療、災害医療など適切な医療を提供できる体制づくりを進める必要があります。

また、医療の担い手が安定的に供給されるよう、医師、看護職員、薬剤師など医療従事者の養成・確保を推進するとともに、医療・介護の連携、多職種連携を促進する必要があります。

医療保険制度については、少子高齢化が進行する中であっても、将来にわたり安定的に制度として維持していけるよう、効率的で適正な運営が必要です。

長年、島根県の死亡原因の第一位であるがんは、近年では、医療技術の進歩や新薬の登場等を背景に、体への負担がより少ない医療を選択することが可能になってきています。このため、本人の希望や病状に応じた支援を行う必要があります。

【取組の方向】

① 医療提供体制の構築

地域医療構想に基づき関係者での議論を進め、地域の実情に応じた医療提供体制の構築に取り組みます。

② 県立病院における良質な医療の提供

県内全域を支える県の基幹的病院として、救急医療や高度・特殊・専門医療、地域医療支援機能等を充実させ、安全・安心で良質な医療を提供します。

③ 医療従事者の養成・確保

関係機関や市町村と連携しながら、医師、看護職員、薬剤師をはじめ、地域において必要な医療従事者の養成・確保、県内定着を推進するとともに、資質の向上に取り組みます。

④ 医療保険制度の維持

医療費データの分析等を通じて、効率的な医療サービスの利用を促進し、保険財政の安定化と適正な保険料水準の維持を図ります。

⑤ がん対策の充実

小児から高齢世代まで幅広い世代のがん患者に対し、それぞれの希望や世代特有の課題に応じた個別の支援をがん診療連携拠点病院等と連携して取り組みます。

(3) 介護の充実

医療・介護が切れ目なく提供できる体制づくりを進め、高齢者等が生涯を通じて、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をつくります。

【現状と課題】

今後も令和12年（2030年）まで後期高齢者数は増加します。高齢者が生涯を通じて、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる社会づくりが必要です。そのためには、介護予防や重度化防止、認知症施策のより一層の充実や、支え合いの仕組みづくりが求められます。

また、介護従事者自身の高齢化や、生産年齢人口の減少、他業種への人材流出などにより、介護人材の確保はますます厳しい状況となっています。特に、中山間地域・離島では、今後のサービス基盤をどのように維持していくか、地域のニーズに応じた検討が必要です。

第1期計画では、中高年齢者など多様な人材の確保や、職員研修への支援、ICT導入による環境改善等を進めていますが、介護人材の確保は需要を満たすまでには至っておらず、引き続き取組を進める必要があります。

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが、切れ目なく、一体的に提供される仕組みづくり（地域包括ケアシステム）を進めていく必要があります。

【取組の方向】

① 介護予防の推進

市町村が実施する通いの場の創出や高齢者の総合相談機能を担う地域包括支援センターの運営を支援し、介護予防や重度化防止を図ります。

② 生活支援の充実

高齢者の日常生活を支援する担い手養成や地域住民が主体となった支え合いの仕組みづくりを市町村等と連携して進めます。

③ 介護サービスの充実

介護サービス事業者への必要な指導や支援、介護保険制度の安定した運営の支援を進めるとともに、地域におけるサービス提供体制の維持・再編に向けた検討が進むよう支援することで、地域に必要な介護サービスの確保を図ります。

④ 医療との連携

訪問看護の推進や多職種連携、地域における医療介護連携強化に向けた議論の促進による切れ目のない在宅医療・介護の提供体制を構築していきます。

⑤ 認知症施策の推進

認知症に関する普及啓発や相談体制の充実、医療・介護の切れ目のない連携を進め、認知症の人の意思が尊重され、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会の実現を目指します。

⑥ 介護人材の確保

市町村や地域の関係者と連携しながら、介護職のイメージアップ、多様な人材の確保・育成、早期離職防止等の人材定着、ICT導入等による現場の業務改善等に取り組みます。

また、介護人材の処遇改善につなげるため、適切な報酬設定等について国に働きかけを行います。

2 地域共生社会の実現

(1) 地域福祉の推進

公的サービスとボランティアや地域の活動との連携や、住民相互の支え合いにより、住み慣れた場所で、安心して暮らせる社会を目指します。

【現状と課題】

少子高齢化の進展に伴う社会構造の変化や、県民の生活意識の多様化により、住民同士のつながりが希薄になり、地域での相互扶助の機能が低下する傾向が見られます。

このような中、厳しい経済情勢がもたらした雇用不安や生活不安などにより、生活困窮や子どもの貧困、ひきこもり、孤独・孤立など、地域福祉を取り巻く課題は深刻化しています。さらに、課題が複雑化・複合化しているケースや、問題を抱えていても公的な福祉サービスの制度の狭間にあって対応が難しいケースが生じてきています。

こうした社会の変化を踏まえ、全ての県民が住み慣れた場所で、尊厳を持ちながら、安心して暮らしていくためには、日常の生活圏で、必要な時に、身近な場所で相談でき、必要なサービスや支援を受けながら生活していくことのできる仕組みをつくっていくことが重要です。

また、県民のニーズに対応した質の高い福祉サービスを提供することや、公的機関と地域の多様な主体が連携し、複雑化・複合化した課題に対して包括的に支援する体制を構築することも必要です。

そのためにも、地域福祉の担い手である県民一人ひとりが幼少期から福祉に対する正しい理解と深い認識を持つことや地域生活課題に関心を持つこと、地域住民や自治会、ボランティア、NPOなどによる地域での支え合いの体制づくりを進めていくことが求められています。

【取組の方向】

① 地域福祉の推進

各市町村における住民参加による地域福祉の推進を支援し、住み慣れた場所で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

また、県民の複雑化・複合化した課題に対応できるよう、各市町村における包括的な支援体制の構築を支援します。

② 福祉サービスの質の向上

住み慣れた地域で安心して福祉サービスを選択・利用できるよう、福祉サービスの質の向上を推進します。

③ 民生委員・児童委員活動の推進

地域福祉の主たる担い手である民生委員・児童委員の活動を支援し、地域における支え合いや見守りの体制づくりを推進します。

④ 社会福祉法人の地域貢献の推進

地域において様々な公益活動に取り組んでいる社会福祉法人が、適正な運営を行うとともに、他の事業主体では対応が難しい活動や課題へ積極的に取り組むことができるよう支援します。

(2) 高齢者の活躍推進

人生100年時代を見据え、高齢者が生きがいを持って地域の支え手として活躍できる社会を目指します。

【現状と課題】

島根県の年齢別人口割合は、3人に1人が高齢者（65歳以上）であり、今後もその割合は上昇していくことが見込まれています。

人口減少とも相まって、地域を支える力が減衰する中で、高齢者に期待される社会的な役割は増大しています。高齢者の体力的年齢は若くなっており、能力や意欲に応じて、何らかの形で地域と関わりを持ち続けることが、健康寿命を延ばすのに有効であることが指摘されています。

第1期計画では、60歳以上の方の学びの場であるくにびき学園において、高齢者が更に活躍の場を広げ、地域に根ざした活動を担う人材の育成を目的にカリキュラムの見直しを行いました。今後は、くにびき学園修了生の地域活動への参加につなげていく必要があります。

人生100年と言われる時代に、高齢者が、それまでの人生で培ってきた豊かな知識や経験を活かしながら、地域の中で、まだまだ様々なことにチャレンジできることを知ってもらい、地域活動の中で生きがいを醸成し、楽しく元気に活躍してもらうための仕組みを構築していく必要があります。

【取組の方向】

① 高齢者の学びの場の充実

高齢者が、更に活躍の場を広げ、地域に根ざした活動を担ってもらえるよう、学びの場の充実に取り組みます。

② 高齢者の地域活動への参加促進

活動促進コーディネーターの配置などにより、市町村や地域組織、NPO等との連携を強化して、シニア世代の地域活動への参加を促進するとともに、地域活動等をしている老人クラブの活動を支援します。

地域づくりに貢献している、又は、貢献することができる高齢者に「わが島根づくりマイスター」の称号を与えることで、地域活動の機運を高めます。

③ 生涯現役の機運醸成

75歳を過ぎても様々な活動をされている方や100歳を超えて健康で活躍している方への顕彰等により、生涯現役の機運醸成を図ります。

(3) 障がい者の自立支援

障がいのある人が、住みたい地域で自立した生活を営むことができる社会をつくりま
す。

【現状と課題】

県内の身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上では障壁となるような事物や意識などがあり、こうした社会的障壁を取り除き、障がいのある人全てが、障がいの種別や程度にかかわらず、住みたい地域で自立して暮らしていけることが重要です。

そのために、住まいの場や働く場、地域生活を支援する福祉サービスの確保等に加えて、乳幼児期から学卒期、就業に至るまで、生活全般を切れ目なく支援する体制の構築が必要です。

障がいのある人は、地域社会の一員として、様々な活動に参加し活躍されていますが、さらに、一人ひとりの意思が尊重され、個性と能力が存分に発揮でき、充実した生活が送れるような環境を整備していく必要があります。

また、県民一人ひとりが、障がいに対する正しい知識や理解を深め、障がいを理由とする差別をなくし、障がいの有無にかかわらず共に支え合う社会を実現していくことが必要です。

【取組の方向】

① 障がい理解の促進

県民一人ひとりが多様な障がいの特性や必要な支援を理解し、日常生活での手助けの実践をするような社会を目指し、一層の啓発活動を推進します。

② 福祉サービス等の充実

身近な地域で支援が受けられるよう、専門的な人材の確保・育成、相談支援体制の充実、サービス提供基盤の整備等を進めます。

③ 障がい者の日常生活支援の充実

障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するために、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通、生活に必要な訓練等が受けられる体制の充実を図ります。

④ 障がい者の就労支援

地域の支援機関と企業等の連携を強化し、障がいのある人の適性に応じた企業への就労支援、福祉施設等での就労訓練等の充実、施設での工賃水準の向上を図ります。

⑤ 障がい者のスポーツ・文化芸術活動の促進

障がいのある人の地域生活の充実や社会参加を促進するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動への参加機会の拡大を図ります。

(4) 子育て福祉の充実

特別な配慮が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実し、その権利を守り、社会への自立を進めます。

【現状と課題】

県内の児童虐待の相談件数は高止まりの状況にあることから、未然防止や早期発見・早期対応の充実を図る必要があります。

里親への委託や児童福祉施設への入所利用など社会的養護を必要としている子どもの中には、被虐待児や発達障がい児など手厚い支援を要する子どもが増加しています。より家庭的な環境の下での養育や専門的ケア、家庭復帰や自立に向けたきめ細かな支援の充実が必要となっています。

第1期計画では、里親登録世帯数は増加したものの、県民や市町村職員等の里親制度への理解は十分ではなく、子育て経験のない未委託里親も多く、委託後の里親への支援体制の強化が必要となっています。

また、ひとり親家庭は依然として経済的に厳しい状況に置かれた家庭も多く、子どもの貧困対策の観点からも、関係機関が連携して自立を支援していく必要があります。

【取組の方向】

① 児童虐待対応の充実

児童虐待など家庭における複雑・困難な課題にできるだけ早期から適切に対応できるよう、児童相談所の専門的機能の充実や施設整備などの体制強化に取り組むとともに、市町村のこども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の一体的な相談支援機能が更に充実するよう支援します。

② 社会的養育の推進

子育てに困難を抱える家庭への相談・支援体制の充実など社会的養育を推進します。一方で、里親委託や施設入所といった社会的養護が必要な児童については、家庭的な環境において安定した人間関係の中で養育されるよう、里親委託の推進や里親支援の強化、児童福祉施設の小規模・多機能化などを進め、児童の自立支援や自立後の支援体制の構築に取り組みます。

また、支援に当たっては児童の権利擁護が図られた環境を整備します。

③ ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭に対しては、子育てと生活支援、就業支援、養育費の確保支援、経済的支援を一体的に提供できるよう、関係機関との連携を強化し、個々のニーズに応じた自立を支援します。

(5) 生活援護の確保

貧困など様々な困難を抱えた人などが自立し安定した生活を送れる社会の実現を目指します。

【現状と課題】

県内の生活保護世帯数及び受給者数は近年減少していますが、単身の高齢者世帯は横ばいで推移しています。

生活に困窮している県民に対しては、最低限度の生活を保障し世帯の自立を助長する生活保護制度による支援を行うことや、生活保護に至る前の段階で自立相談などを行う生活困窮者自立支援制度の相談支援体制の充実を図る必要があります。

令和6年(2024年)版こども白書では、ひとり親世帯の21.1%、子どもがいる世帯の12.1%が食料を買えない経験をしたことがあるとされているなど、貧困によって、日々の食事に困っている子どもがいるとされています。また、生活に困窮している家庭の子どもたちが、学習の機会を十分に得られない、あるいは進学をあきらめざるを得ない実情があるとされており、国と地方自治体の緊密な連携の下、福祉、教育、雇用などの関連分野による総合的な取組が必要です。

ひきこもりについては、ひきこもりの長期化が懸念されることから、医療や福祉の適切な支援につながるよう相談体制を充実していく必要があります。

【取組の方向】

① 経済的に困窮した人の自立支援

経済的に困窮している方に対する就労支援や日常生活・社会生活における自立のための支援が包括的かつ継続的に行われるよう、自立相談支援機関を対象とした研修機会の提供により市町村の相談・支援体制の充実を図ります。

② 子どもの貧困対策の充実

市町村と連携しながら貧困の状態にある子どもの実態を把握し、福祉、教育、雇用などの関連分野が連携して総合的な施策展開を図ります。

③ ひきこもり支援

本人や家族からの相談に応じるために、市町村や関係機関との連携を強化しながら、人材育成や専門的な相談への対応の充実を図ります。

VI 心豊かな社会をつくる

教育の充実や、スポーツ・文化芸術の振興などを通じて、県民一人ひとりがいきいきと心豊かに暮らせる社会をつくります。

未来を担う子どもたちには、心身の健康や学力を身に付け、ふるさとへの誇りや思いやりの心が育まれるよう、学校・家庭・地域が連携し、発達の段階に応じたきめ細かな教育を行います。

県民一人ひとりが、お互いの人権を尊重し、それぞれの個性や能力を発揮して、スポーツや文化芸術に興じたり、地域づくりに貢献するなど、多様な価値観やライフスタイルに応じて社会参加できる環境をつくります。

取り組む政策・施策

- 1 教育の充実
 - (1) 発達の段階に応じた教育の振興 71
 - (2) 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進 73
 - (3) 学びを支える教育環境の整備 74
 - (4) 青少年の健全な育成の推進 75
 - (5) 高等教育の推進 76
 - (6) 社会教育の推進 77
- 2 スポーツ・文化芸術の振興
 - (1) スポーツの振興 78
 - (2) 文化芸術の振興 79
- 3 人権の尊重と相互理解の促進
 - (1) 人権施策の推進 80
 - (2) 男女共同参画の推進 81
 - (3) 国際交流と多文化共生の推進 82
- 4 自然、歴史・文化の保全と活用
 - (1) 豊かな自然環境の保全と活用 83
 - (2) 文化財の保存・継承と活用 84

1 教育の充実

(1) 発達の段階に応じた教育の振興

幼小中高で連携を図りながら、確かな学力を身に付け、豊かな心を育み、自らの未来に向けて挑戦し、社会に貢献する子どもたちを育てます。

【現状と課題】

変化が激しく予測が困難な現代社会においては、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成することが求められています。

今後、こうした社会を担う子どもたちに求められる資質・能力を育むため、幼児期から高校までの全ての教育活動に、学校の種別を超えた連携を図りながら、組織的に取り組む必要があります。

子どもたちの資質・能力を育む上では、幼小連携・接続の取組や、基礎学力の定着、読書や道德教育、体験活動等を通して確かな学力と豊かな心を養うこと、自他を等しく大切にし人権を尊重する人権意識を培うことも重要です。また、教職員の学習指導の充実や児童生徒の学習支援のため、各学校において、課題を踏まえた授業改善に取り組むことが必要です。

私立学校も大きな役割を担っており、特色ある教育や学校づくりを更に進めていく必要があります。

近年、特別な支援の必要な子どもが増加しており、その障がいの特性が多様であるため、個別の相談・支援といった一人ひとりに応じた教育を提供していく必要があります。

子どもたちの体力は、向上傾向が見られるものの、運動習慣のない子どもの割合は高まっています。また、睡眠時間の減少や朝食欠食など生活習慣の乱れが、子どもの心身の健康へ影響することが懸念されており、子どもの体力向上や望ましい生活習慣の形成に向けた取組が必要です。

【取組の方向】

① 学力の育成

子どもたちが学ぶ意義を理解し、学んだことを自分の人生や社会に活かせるよう、基礎学力の定着を図るとともに、一人一台端末等のICT機器を効果的に活用しながら、個々の学習への関心や意欲を高め、達成感が得られる授業への改善を通じて、確かな学力を育みます。

② 幼小連携・接続の推進

生涯にわたる人格形成の基礎を培うこととなる幼児教育において育まれた学びに向かう力等を小学校以降の主体的な学びに接続できるよう、幼児教育施設（幼稚園、保育所等）・小学校・地域・保護者が一体となって、円滑な幼小連携・接続を推進します。

③ 特別支援教育の推進

特別な支援の必要な子どもが自立し、社会参加していくために、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、きめ細かな教育を推進します。

④ 人権意識の向上

人権感覚や自他を大切にしようとする意識・意欲・態度が高まるよう、デジタル社会における差別などの新たな人権課題も踏まえた教育活動を推進します。

⑤ 心身の健康づくり

子どもたちが生涯にわたり健康的な生活を送ることができるよう、食や睡眠の重要性や、メディアとの適切な接し方など、望ましい生活習慣の形成に取り組みます。

⑥ 子どもの体力向上

子どもたちが体を動かすことや体育の授業が「楽しい」と思えるよう、運動遊びや授業を工夫し、幼児期から発達段階に応じた体力づくりを推進します。

⑦ 読書活動の推進

読書活動を通じて、読書の楽しさを味わうとともに、確かな学力を身に付け、豊かな心を育むために、乳幼児からの読書習慣の定着や、学校図書館を活用した探究的な学び、情報活用能力の育成を推進します。

(2) 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進

学校・家庭・地域が連携・協働し、ふるさとに愛着と誇りを持ち、感性豊かで主体的に学び続ける子どもを育みます。

【現状と課題】

子どもたちの教育は、学校だけでなく、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して行うことが重要です。

これからの学校は、社会に開かれた学校となり、家庭や地域に対して積極的に働きかけを行い、家庭や地域と共に子どもたちを育てていくことが必要です。

また、家庭教育は全ての教育の出発点ですが、核家族化や地域とのつながりの希薄化などを背景に、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど、家庭教育における課題が指摘されており、身近な地域における保護者への支援を充実させていく必要があります。

感性豊かで主体的に学び続ける子どもを育むために、地域の教育力を活かし、地域の支援を受け、より多彩で活発な学校の教育活動を展開するとともに、将来にわたりスポーツや文化芸術、地域活動などに親しむことができる機会を確保していく必要があります。

【取組の方向】

① 地域と連携・協働した教育の推進

子どもたちの「生きる力」を育むため、学校・家庭・地域が連携・協働して、ふるさと教育や、地域、県内大学、地元企業等と連携した探究的な学びに取り組むことのできる教育環境を整備します。

② 家庭教育支援の推進

保護者が安心して家庭教育を行えるよう、地域において、保護者や地域住民を対象とした子育てに関する学習機会の提供や、相談対応、情報提供による人間関係づくり、環境づくりなどを行う市町村の取組を支援します。

③ 地域と連携した活動の充実

子どもたちがスポーツや文化芸術、地域活動などを通じて、自主性・協調性・連帯感を育み、それぞれの能力や興味を発見し伸張させ、いきいきと心豊かに暮らしていけるよう、地域との連携による学校部活動等の環境整備に取り組みます。

(3) 学びを支える教育環境の整備

児童生徒の学びを支え、安心して学校生活を送れるよう、教育的環境の形成と施設の安全確保に努めます。

【現状と課題】

多くのものがあふれ、情報化、少子高齢化、核家族化などといった社会の変容の中で、いじめの問題や不登校、経済的困難など、子どもたちを取り巻く環境は複雑化、多様化しています。特別な支援の必要な子どもが増加している中で、特別支援学校だけでなく小中学校等の通常の学級においても、特性に応じたきめ細かな教育が求められています。また、日本語指導が必要な子どもたちへの特別な教育課程の編成など個々の状況に応じた学習指導も必要となっています。

学校が抱える課題も複雑化、多様化しており、教職員が子どもと十分に向き合う時間を確保することが難しくなっています。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど多様な専門家による支援や、教員の業務の役割分担・適正化に向けた外部人材の積極的な活用等による教職員の働き方改革の推進、学校を支える教職員の確保などにより、子どもたち一人ひとりが一層きめ細かな支援を受けることができる環境づくりが必要です。

また、子どもたちに安全・安心で豊かな教育環境を提供していくためには、老朽化・狭あい化した施設の改修や防災対策に加え、学びの内容の変化や子どもの特性等に対応した施設整備を進めていく必要があります。

【取組の方向】

① 学びの機会の確保

デジタル社会における差別を含む様々な人権課題に対し、子どもと子どもに関わる全ての人々の人権意識を高めます。また、特別支援教育や日本語指導の充実を図るとともに、いじめや不登校、経済的困難など学校のみでは解決が困難な課題に対しては、福祉分野とも連携しながら支援体制を整備し、子どもたちの学びの機会の確保を図ります。

② 学びを支える体制づくり

学びや部活動等を充実させていくために、地域の人材や専門的な知見を持った人材の教育活動への参画などを促進するとともに、地域との連携・協働、ICTを活用した授業や業務改善等を推進することで教職員が子どもたちにしっかり向き合える体制づくりを進めます。また、教職員の人材確保に向け、志望者の裾野の拡大や働き方改革に取り組みます。

③ 危機管理体制の充実

事件や事故、自然災害に加え、学校や子どもを取り巻く安全上の課題に対応するため、様々な危機事案が発生することを想定し、学校現場の危機管理体制の充実を図ります。

④ 学校の施設・設備整備

子どもたちに安全・安心で豊かな教育環境を提供していくために、老朽化・狭あい化した施設の改修や防災対策に加え、情報化やバリアフリー化等の施設・設備整備を進めます。

(4) 青少年の健全な育成の推進

青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、心身共に健やかに成長できる社会をつくります。

【現状と課題】

インターネットをはじめとする各種メディアによる有害情報の氾濫やスマートフォンやSNSなど様々な機器・サービスが急速に普及するなどの社会環境の変化は、社会全体が利便性の向上を享受する一方、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすおそれがあります。

現状では、非行少年数は減少傾向にあるものの、犯罪の形態が多様化し、青少年がインターネットを利用した犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。

健全育成のために求められる取組や支援が多様化する中、学校・家庭・地域・関係団体がより一層緊密に連携して、規範意識や社会性を高める活動を進めていく必要があります。

様々な困難を有する子ども・若者の問題も深刻化しており、これらの子ども・若者が円滑な社会生活を営んでいくことができるよう、自立に向けた相談・支援体制の充実が求められます。

【取組の方向】

① 青少年の健全育成

青少年が社会の変化に対応しながら様々な課題に主体的に取り組み、それを周りの大人が支えていけるよう、関係機関・団体、企業、学校、家庭、地域などが緊密に連携することで、次世代を担う青少年の育成を図ります。

② 子ども・若者の自立支援

様々な困難を有する子ども・若者に対して適切な自立支援活動が行われるよう、関係機関・団体との連携をより一層深めます。

③ 非行・被害防止活動の推進

青少年が加害者にも被害者にもならないための社会環境の整備と広報啓発活動を推進します。

(5) 高等教育の推進

県内高等教育機関と連携し、地域に密着した研究活動や教育活動の充実を図り、地域社会に貢献する優れた人材を輩出します。

【現状と課題】

大学、高等専門学校は、島根の将来を支える人材育成や、学術研究の成果を広く県民に還元して産業の発展に貢献するなど、重要な役割を担っており、今後より一層地域に密着した質の高い教育・研究を行うことが求められています。

また、島根県立大学は、島根県が策定した中期目標に基づき、「地域貢献・教育重視型大学」を目指し、県民からの期待に応える存在意義の高い大学として、地域に貢献する人材を輩出し、地域が抱える諸課題に対応する教育・研究の取組を進めています。

「島根創生を担う人材」を地域に輩出するため、県内高等教育機関、県内高校、県内企業、行政などとの連携を強化し、地域の若者の県内定着につながる県内高校からの入学者の確保や、県内就職率の向上のための取組が求められます。

【取組の方向】

① 県立大学の人材育成

「地域に貢献する人材を輩出する大学」を目指し、県内で不足する専門人材や地域産業のDXを推進していく人材、国際的な視野を併せ持ち、多角的な視点で地域を捉えることができるグローバル人材などの育成に取り組むとともに、主体的に問題を発見・整理・解決できる実践力を兼ね備えた人材を輩出していきます。

② 県内高等教育機関、県内企業などと連携した県内就職の促進

県内高等教育機関、県内専修学校（専門学校）、県内高校、県内企業等との連携を強化し、入試制度の見直しや地域に密着した教育・研究を促進することなどにより、県内高校からの進学者の増加や県内高等教育機関や県内専修学校の卒業生の県内定着を図ります。

(6) 社会教育の推進

県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習に取り組み、その成果を社会生活で活かすことができるような社会をつくります。

【現状と課題】

少子高齢化や核家族化、情報化といった生活環境、ライフスタイルの変容に伴い、県民の学習ニーズは多様化しており、それに対応した情報提供や学びの機会の充実が求められています。

また、少子化や都市部への人口流出などによる地域の担い手不足が進む中で地域を維持していけるよう、子どもから大人まで幅広い世代が多種多様な学びを通して、人と人とのつながりによるコミュニティの形成を図り、住民の地域づくりへの主体的な参画を促すための環境づくりが求められています。

生活環境の変化や家族形態の多様化などにより、子どもたちが置かれている状況も様々であり、全ての子どもたちが学びを深めていく環境づくりが求められています。子どもたちが自己肯定感を高め、自分や地域の未来に思いを馳せ、地域に貢献したいと行動するきっかけとなるよう、自然や地域の大人たちと深く関わる機会や、多くの図書に触れる機会を確保することが必要です。

【取組の方向】

① 社会教育における学びの充実

地域住民の体験や活動による学びから気づきを促すことや、住民同士をつないで地域住民の主体的な活動を生み出す社会教育的なアプローチにより、住民が主体的に行動し、「参加者」から「参画者」となるよう働きかけていきます。

② 社会教育士等の養成・育成

地域づくりを担う人づくりの取組を推進していくため、高等教育機関と連携して社会教育士を養成するとともに、研修の充実やネットワーク化を通して社会教育関係者の知識や技術の向上、結束力の強化など、育成に向けた取組を進めます。

③ 体験活動の充実

全ての子どもたちが様々な体験を重ねていくことは、子どもと地域社会とのつながりを深めることとなります。こうした体験が、探究的な学びに活かされ、子どもたちが社会の中で自立していくための力につながるよう体験活動の充実を図ります。

④ 図書館サービスの充実

県民一人ひとりのニーズに応じた情報提供の拠点となる図書館の活用が進むよう、市町村立図書館等とも連携し、教育、文化、産業など多様化する情報ニーズに対応した情報提供や、様々な地域の課題に対応したサービス提供の充実を図ります。

2 スポーツ・文化芸術の振興

(1) スポーツの振興

県民一人ひとりが、それぞれの興味・目的に応じ、スポーツに様々な形で参加し、楽しく健康でいきいきと暮らせる社会をつくります。

【現状と課題】

スポーツには「する」「みる」「ささえる」など様々な関わり方があります。ライフステージに応じて、多様な形でスポーツに参加することは、心身の健康の増進や、心豊かな暮らしの実現につながります。

また、国際大会・全国大会等での島根県選手の活躍は、県民に夢や感動を与え、郷土への誇りを育みます。令和12年（2030年）に開催を予定している島根かみあり国スポ・全スポに向けて、競技団体、地域、地元企業等と連携して競技力向上の取組を進めていく必要があります。

スポーツを通じて豊かさを実感できる社会の実現に向け、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もがスポーツに親しむことのできる環境づくりと、競技力向上の取組が必要です。

【取組の方向】

① 誰もがスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進

スポーツの楽しみ方、関わり方、健康増進への効果などを様々な形で伝え、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、生涯を通じてスポーツを楽しむ人を増やします。

② 子どもたちの心身を健やかにはぐくむ学校体育・部活動の推進

幼児期から体を動かす機会を充実させ、スポーツを楽しむ子どもたちを増やします。また、学校体育や部活動などを通じてそれぞれの能力を伸ばし、特性・志向に合ったスポーツへの主体的な取組を支援するとともに、地域との連携により、子どもたちが将来にわたりスポーツに親しむことができる機会や環境を確保します。

③ 県民に夢と感動を与える競技スポーツの推進

国民スポーツ大会をはじめとする全国規模の大会で活躍する選手を育成するため、競技団体や地域の指導者と共に、競技力向上の取組を行います。

また、島根かみあり国スポ・全スポに向け、指導者の確保や競技役員の養成等を進めます。

④ 地域ではぐくむ、スポーツを楽しむ環境づくり

地域でスポーツの普及・振興を担う総合型地域スポーツクラブや、スポーツ推進委員などの活動を支援します。また、島根県スポーツ協会、島根県障害者スポーツ協会、島根県レクリエーション協会、地域に密着したスポーツチーム等と協力し、スポーツを楽しむ環境を充実させます。

(2) 文化芸術の振興

広く県民が文化・芸術を鑑賞し、参加し、創造しながら、いきいきと心豊かに暮らせる地域をつくります。

【現状と課題】

文化芸術は、人々に感動や喜び、安らぎをもたらすとともに、創造力や表現力、豊かな感性を養うものであり、県民一人ひとりが日常の暮らしの中でゆとりや潤いを実感できる心豊かな生活の実現に大きな役割を果たします。

県民文化祭や文化芸術団体の活動など、県民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を促進するには、鑑賞、参加、創造する機会の確保や担い手の育成により、文化芸術活動の裾野を拡大することが重要です。

県立美術館、芸術文化センター、県民会館などの文化施設には、地域の文化芸術の拠点として、美術、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能など、多様な文化芸術に触れる機会を提供するだけでなく、教育・普及活動や文化芸術団体の育成・支援などの機能を果たすことが求められています。

また、世界的にも貴重なコレクションや、音響に優れたホール施設等の魅力を活かし、観光振興・地域振興につなげていくことも必要です。

【取組の方向】

① 創造的な文化芸術活動の拡大

県民文化祭の開催や文化事業に対する助成などにより、文化芸術活動の裾野の拡大、県民の自主的かつ創造的な文化芸術活動の支援に取り組みます。

② 文化芸術活動を担う人材育成

学校・地域・文化芸術団体等と連携して、多様な文化芸術に触れる機会を提供するとともに、青少年が地域において文化芸術活動に継続して親しむことができるよう環境づくりに取り組みます。

③ 県立文化施設の活用と機能の充実

県立美術館、芸術文化センター、県民会館などの文化施設を活用して、多様な文化芸術の鑑賞・発表機会の充実が図られるよう、また、県民にとって利用しやすい施設となるよう、機能の充実などに取り組みます。

北斎コレクションなど世界的にも貴重なコレクションを活かし、観光振興・地域振興につながる取組を進めます。

④ 県内の文化施設の連携強化

県内の文化施設の連携を強化するなどにより、広く県民が文化芸術に触れる機会の充実を図るとともに、文化芸術の振興を通して、観光振興・地域振興につなげます。

3 人権の尊重と相互理解の促進

(1) 人権施策の推進

県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重され、偏見や差別のない住みよい社会をつくれます。

【現状と課題】

差別意識は、同和問題をはじめ、様々な人権問題において依然として根深く存在しています。これまで人権の意義や重要性について理解を深め、人権尊重の意識を高めるために、人権教育や人権啓発に取り組んできましたが、学校でのいじめや女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに対する人権を侵害する行為は、後を絶たない状況にあります。

また、外国人住民や障がいのある人への配慮や、インターネットによる誹謗中傷への対応、性的指向・性自認の多様性に関する理解増進、災害時における高齢者等への配慮などの課題が顕在化しています。

平成28年（2016年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、令和5年（2023年）に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、これまで以上に人権教育や人権啓発の充実が求められています。

県では、多様な性を認め合い性的少数者の方々が自分らしく生きることのできる環境をつくるため、令和5年（2023年）10月から「島根県パートナーシップ宣誓制度」を市町村と共同で実施しています。今後も、様々な人権課題の解決に向けてより一層取り組んでいく必要があります。

【取組の方向】

① 人権教育・人権啓発の推進

学校や家庭、職場、地域など、様々な場を通じて、県民一人ひとりの人権を尊重する意識を高め、差別を見抜き、差別をなくす実践力を培う人権教育や人権啓発を推進します。

② 様々な人権課題に対する施策の推進

深刻化、多様化する様々な人権課題の解決に向けて、市町村をはじめ関係機関、団体、企業等と連携し、人権施策を総合的かつ効果的に推進します。

(2) 男女共同参画の推進

県民一人ひとりが、性別にかかわらず個性と能力を発揮でき、共に支え合う地域社会をつくります。

【現状と課題】

男女共同参画に向けた様々な取組により、男女共同参画に対する理解は少しずつ浸透してきましたが、固定的な性別役割分担意識は依然として残っています。

男女共同参画社会を実現するためには、県民一人ひとりの理解を更に深めていくことが欠かせないため、学校における教育・学習の推進や、地域・職場における広報・啓発などを図っていく必要があります。

また、政策・方針決定過程への女性参画を促すことにより、家庭・職場・地域など、社会のあらゆる場面において男女が平等に参画でき、その個性と能力が十分に発揮できる環境づくりに取り組む必要があります。

令和6年（2024年）4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、県には困難な問題を抱える女性への支援の中核的な役割を果たすことが求められています。

県の女性相談窓口での相談状況は近年4,000件前後で推移し、そのうちDVを主訴とする相談は600件程度と依然高い状況にあるため、DV被害者からの相談や一時保護等に適切な対応が必要です。また、DVの発生を未然に防ぐことができるよう、幼少期からのライフステージに応じた県民への周知等を通じてDVに対する正しい知識と認識を深めていく必要があります。

【取組の方向】

① 男女共同参画の意識啓発

県民一人ひとりの男女共同参画に対する理解を更に深めるため、学校などにおける教育・学習の推進、県民、市町村、関係団体等との連携による広報・啓発を行います。

② 女性相談の充実、DV被害者等の支援

日常生活を営む上で困難な問題を抱える女性の相談に広く応じ、支援するとともに、DV等女性に対する暴力の根絶に向けて啓発活動を行います。

DV被害者等の安全確保及び自立に向けて、関係機関と連携して支援を行います。

(3) 国際交流と多文化共生の推進

グローバル化の進む社会で活動する人材を育てるとともに、外国人住民との相互理解を深め、多文化が共生する地域をつくります。

【現状と課題】

国際的な相互依存関係が深まる中、県内の企業では輸出の拡大や外国人雇用が進み、教育機関では留学生の相互派遣や共同研究が行われています。また、県内への外国人観光客は、コロナ禍で一時的に減少したものの徐々に回復しており、県民が外国人との関わりを持つ機会は増えています。

こうしたグローバル化の進む社会では、国際感覚を持ち、外国人とのコミュニケーション能力を有する人材の育成や島根県の地理的・歴史的・文化的特性を活かした国際社会の発展への貢献が求められます。

県内の外国人住民人口は年々増加するとともに、多国籍化や定住化が進んでおり、地域における生活者である外国人住民に対し、生活全般に係る支援が必要となっています。さらに、外国人住民が抱える課題は多様化、複雑化しており、今後も生活全般やライフステージに応じた支援を行うための環境を整える必要があります。

外国人住民と日本人住民とが地域で共に暮らしていくためには、住民一人ひとりが、言語や文化、生活習慣、価値観など、多様性を認め合い、相互理解を深める多文化共生の取組が求められます。

【取組の方向】

① 国際交流の推進

国際社会での相互理解を深め、国際的な感覚を養い、コミュニケーション能力を高めるなど、グローバル化する社会で活動できる人材を育成します。

② 多文化共生の推進

市町村や関係機関等と連携し、外国人住民に対して、必要な情報の多言語化や相談体制の整備、日本語教育機会の提供をはじめ、教育・子育てや、医療・福祉、防災など生活全般やライフステージに応じた支援を行い、外国人住民と日本人住民との相互理解を促進することで、多文化が共生する地域づくりを進めます。

4 自然、歴史・文化の保全と活用

(1) 豊かな自然環境の保全と活用

心豊かに暮らすために身近な自然環境を保全し、また、人々の活動の舞台として、歴史・文化で彩られた自然景観や色々な動植物が生きる自然環境の魅力を活用します。

【現状と課題】

「しまねの豊かな自然」は、人口減少や高齢化等の影響により、自然環境や景観の維持・保全をすることが厳しい状況にあります。また、県内に生息生育する野生動植物の中には自然環境の悪化や人為的に持ち込まれた外来種などの影響により、絶滅の危機に瀕しているものもあります。

さらに、私たちを取り巻く社会生活においても、産業構造や生活スタイルの変化によって、近所の里山や川辺などの身近な自然にふれあう場所や機会が少なくなってきました。

このような状況において、身近な自然にふれあうことや県内各地域で自然保護ボランティアを中心に取り組まれている自然保護活動への参加、専門家による講習会など、様々な形で自然に関わることで、多くの県民に恵まれた自然環境を大切にする意識を持ってもらうことが必要です。

また、自然環境の維持や保全ばかりでなく、島根でしか感じられない自然の魅力を、観光振興や地域を愛する人づくりなどに活かしていくことも必要です。

【取組の方向】

① 自然保護に対する県民意識の向上

自然保護活動を支援するとともに、参加者を増やすための活動の普及・啓発を行い、しまねの豊かな自然環境を県民との協働により保全します。

② 自然公園等での自然体験の促進

自然公園、中国自然歩道や地域の身近な自然等を、子どもたちの体験学習や大人を交えた生涯学習の場として活用し、自然にふれあう機会を増やします。

③ 自然学習施設等による自然学習の推進

三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館などの施設を、自然や環境について学ぶための拠点施設として活用します。

④ 自然の活用の推進

自然体験プログラム等による観光振興やふるさと教育などにおいて、自然の景観や歴史的価値等を活用します。

⑤ 快適・安心・安全に利用できる施設の整備と維持管理

利用者が快適・安心・安全に自然とのふれあい体験を楽しめるように、国、市町村及び関係団体と連携して、遊歩道などの施設の整備・維持管理に努めます。

(2) 文化財の保存・継承と活用

全国に誇る島根固有の歴史・文化についての調査研究、保存・継承を進め、その魅力を県内外に積極的に発信し、歴史・文化を通じた人々の交流を促します。

【現状と課題】

島根には、荒神谷遺跡や加茂岩倉遺跡の青銅器群、全国で唯一完本として伝わる「出雲国風土記」、出雲大社、松江城などに見られる豊富な歴史・文化が継承されています。また、石見銀山や石州半紙、佐陀神能、鷺舞など、世界に誇りうる歴史文化遺産も存在しています。これらは県民の郷土に対する愛着と誇りを育む基盤であり、観光振興や地域振興に資する重要な要素にもなっています。

このため、県内の歴史・文化の調査研究を進め、その価値や魅力を引き出し、広く情報発信するとともに、貴重な歴史文化遺産の滅失や衰退を防ぎ、良好な状態で次世代に継承していく必要があります。

また、地域の文化財に親しみやすい環境づくりを進め、郷土への愛着と誇りの醸成を図るとともに、歴史文化遺産を通じた観光振興や地域振興にもつなげていくことが求められています。

【取組の方向】

① 歴史文化遺産の調査研究と情報発信

体系的な調査研究を進め、その成果を、展覧会や、県内外での講演会・オンライン配信などにより、広く情報発信します。

② 歴史文化遺産の保存・継承

文化財の指定等により保護を図り、所有者等による計画的な保存修理や伝統文化の継承活動などを支援します。

③ 歴史文化遺産の活用

地域の文化財について、学校での学習や地域住民による利活用を促進するとともに、解説板の更新・多言語化等の環境整備や情報発信を推進します。

第 3 編

安全安心な 県土づくり

VII 暮らしの基盤を支える

県民の日常生活を支える生活基盤の確保や、暮らしを取り巻く豊かな環境の保全に取り組めます。

人々が地域で仕事を営み、快適な生活を送る上で、上下水道、道路等の公共施設や、地域の交通手段等の社会インフラは欠かすことができません。人口減少などが進む中でも、必要なインフラを確保していきます。

豊かな自然に恵まれた環境や、地域風土に根ざした景観は、島根の大きな魅力であり財産です。島根に暮らす人と訪れる人のために、将来にわたって豊かな環境を保全していきます。

取り組む政策・施策

- 1 生活基盤の確保
 - (1) 道路網の整備と維持管理 87
 - (2) 地域生活交通の確保 88
 - (3) 上下水道の整備と維持管理 89
 - (4) 竹島の領土権確立 90
- 2 生活環境の保全
 - (1) 快適な居住環境づくり 91
 - (2) 環境の保全と活用 92

1 生活基盤の確保

(1) 道路網の整備と維持管理

道路の効率的・計画的な整備や維持管理により、県民の安全・安心、快適な日常生活や産業活動を確保します。

【現状と課題】

島根県内は自動車が主要な移動手段であるため、道路は通勤、通学、通院、買い物など、人々の日常生活を支える重要なインフラです。県では、道路の整備や維持管理の進め方を示した「島根の『つなぐ道プラン2020』」に基づき、取組を進めています。

現在、県内の国・県道の2車線改良率は、全国約80%に対し約70%にとどまっており、今後も道路の整備は着実に進める必要があります。

特に、県内の道路網の骨格となる、県内外の都市間をつなぐ道路や災害時の円滑な避難、救急活動、物資輸送を確保するための緊急輸送道路などについては、優先的に整備を進める必要があります。

あわせて、各地域と生活圏中心都市をつなぐ主要な道路や、それらと一体となって各地域間をつなぐ道路などについても、計画的に整備を進める必要があります。

また、県では、国道、県道約3,060kmを管理しています。橋梁、トンネルをはじめとする道路施設は交通荷重の増大や経年劣化により老朽化が進行しており、将来にわたって道路を安全に利用し続けられるよう、計画的に適正な管理を行うことが必要です。

【取組の方向】

① 骨格幹線道路の整備

県内の道路網の骨格となる、県内外の都市間をつなぐ道路であり、災害時などの輸送路として重要な役割を担う道路を骨格幹線道路に位置付け、優先的に整備します。

② 幹線道路・生活関連道路の整備

各地域と生活圏中心都市をつなぐ主要な道路や、それらと一体となって各地域間をつなぐ道路などを幹線道路・生活関連道路（優先整備区間）に位置付け、地域の実情や課題に応じ、効率的・計画的に整備します。

③ 道路網の維持管理

老朽化の進む道路施設については、定期的な点検と早期の修繕により、維持管理費用の縮減と長寿命化を図ります。

また、効率的でより高度な維持管理体制の構築に努めます。

(2) 地域生活交通の確保

通勤、通学、通院、買い物など、県民の日常生活を支える鉄道や路線バスなどの地域の交通手段を確保します。

【現状と課題】

鉄道や路線バスなどの公共交通を確保することは、高齢等により車の運転を控える方や移動手段を有していない方々が、安心して住み続けることができる環境を維持する上で重要です。

しかしながら、路線バスにおいては、人口減少等に伴う利用者の減少や、運転手不足などから、路線の廃止や減便をせざる得ない現状にあること、鉄道においては、利用の少ないローカル線について、路線の在り方を見直そうとする動きがあるなど、公共交通を取り巻く環境は、これまで以上に厳しい状況にあります。

こうした中、公共交通を確保することが容易でない地域などにおいては、地域の実情に応じて交通手段を見直し、日常生活を支える地域生活交通を確保する必要があります。

また、隠岐地域においては、離島航路の利便性が島民の生活に与える影響が極めて大きいことから、本土の鉄道等の運賃と比べて割高な航路運賃の低廉化を継続し、隠岐航路の利用者へのサービス向上を図る必要があります。

【取組の方向】

① 路線バスやタクシーなどの維持・確保

地域の実情に応じて、最適な交通手段への転換を図ることなどにより、地域生活交通が確保されるよう市町村と連携して取り組みます。

住み慣れた地域で、安心して住み続けることができるよう、市町村及び交通事業者と連携し、地域生活交通の担い手の確保と利用促進に向けた取組を進めます。

② 鉄道の利用促進

一畑電車については、沿線2市や事業者と連携して、安全確保と利用促進の取組を進め、宍道湖北岸の公共交通の確保を図ります。

JR路線については、沿線自治体をはじめ関係者と緊密に連携し、県内各路線の利用促進に向けた取組を進めます。

③ 隠岐航路の維持・利便性向上

隠岐航路における運賃の低廉化や、船舶の運航経費等に対する支援を行うほか、運航事業者による積極的なサービス向上の取組を促進します。

(3) 上下水道の整備と維持管理

ライフラインである上水道と下水道の整備や維持管理により、県民の安全で快適な生活環境を確保します。

【現状と課題】

上水道については、県内の水道施設普及率はほぼ100%ですが、施設の老朽化が進んでおり、法定耐用年数を超える管路の更新率、基幹管路の耐震化率が全国平均より低い状況にあります。人口減少により料金収入の減少が見込まれる中であっても、施設の更新・耐震化を進め、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくため、「島根県水道広域化推進プラン」に基づく取組を進める必要があります。

下水道については、県内の汚水処理人口普及率は着実に向上しているものの、全国平均と比べると10%程度低くなっています。特に西部地区で整備が遅れており、計画的に進めていく必要があります。

また、今後多くの施設で進む老朽化や、人口減少に伴う使用料収入の減少への対策を講じ、事業を持続可能なものとしていくため、「島根県汚水処理事業広域化・共同化計画」に基づく取組を進める必要があります。

【取組の方向】

① 上水道の安定供給

水道事業者等が行う水道施設の更新・耐震化や、水道事業の広域連携・経営基盤の強化を進めます。

② 下水道の整備と維持管理

公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、合併浄化槽等の汚水処理施設の整備・更新を、市町村と連携しながら計画的、効率的に進めます。

また、各市町村による広域化・共同化の推進や、施設の長寿命化対策、官民連携の推進等による維持管理の効率化などの取組を進めます。

(4) 竹島の領土権確立

竹島問題の平和的解決と竹島の領土権確立を目指し、政府と連携して国民への啓発による世論形成や国際社会への情報発信を行います。

【現状と課題】

竹島は、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であることは明らかなですが、韓国による不法占拠が70年以上にもわたって続いています。

政府は国際法に則った平和的な解決を目指し、これまで3回、韓国に対して、国際司法裁判所への付託を提案してきましたが、韓国は拒否し続けています。

このような状況において、竹島の領土権を確立するためには、国民世論の形成や国際社会への情報発信が不可欠ですが、国による一層の取組強化が必要です。

竹島問題の解決につなげていくため、国と連携して、調査・研究や広報啓発などによる、より一層の取組を進めていく必要があります。

【取組の方向】

① 国への要望活動の実施

国際司法裁判所への単独提訴を含めた外交交渉の新たな展開、全国各地での啓発展示等の実施、政府による研究機関や隠岐の島町への啓発施設の設置、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定などへの積極的な取組を促すため、様々な機会を捉えて関係省庁への要望活動を行います。

② 調査・研究活動の推進

県内外の専門家による竹島問題の歴史、両国の主張の論点に関する資料の調査・研究を進め、竹島資料室やホームページなどを通じた情報発信を行います。

③ 国民世論の形成

「竹島の日」記念式典の開催による機運醸成、竹島資料室の有効活用などによる広報啓発、次の時代を担う子どもたちへの理解を深める竹島学習を進めます。

2 生活環境の保全

(1) 快適な居住環境づくり

人口減少に対応できる公共施設の在り方を検討し、必要な老朽化対策も進めながら、快適な居住環境をつくれます。

【現状と課題】

人口減少・少子高齢化が進む中、地域の活力を維持しながら、医療・福祉・商業等の生活機能をまちなかに確保し、高齢者や子育て世代等が安心して暮らせるよう、コンパクトなまちづくりを進めることが求められています。

また、観光振興や都市の活性化のためには、島根県の特色である歴史文化や優れた景観を活かしたまちづくりを進めることも必要です。

コンパクトなまちづくりや歴史文化・景観を活かしたまちづくりには、地域の資源や住民の思いを反映していくことが不可欠であり、住民と行政が協働して取り組んでいくことが重要です。

公園は、緑豊かな環境として、県民の健康づくりや憩いの場、交流の場を提供しており、今後も安全で快適な利用を確保するため、遊具をはじめとする施設の適切な維持管理が必要となっています。

建設年代が古い県営住宅は、居住面積が狭く、設備の機能性も低いため、特に高齢者や子育て世帯にとって住みにくい住宅であることから、建替え等により安全・安心な生活を送ることができるようにすることが必要です。

【取組の方向】

① 計画的な都市づくり

コンパクトな都市構造に移行するため、街路の整備、市町の取組の支援及び土地利用規制の適切な運用や誘導により、持続可能で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

② 魅力ある景観づくり

地域の優れた景観の保全と創出のため、市町村、住民団体、NPO等による景観づくりの活動や市町村の景観行政団体への移行を支援します。

③ 魅力ある公園づくり

遊具をはじめとする公園施設の適切な維持管理や民間活力の導入などによる魅力ある公園づくりを進めます。

④ 快適な住宅の提供

高齢者や子育て世帯の暮らしにも配慮した県営住宅の建替え整備を進めるなど、住宅セーフティネットの確保に取り組みます。

(2) 環境の保全と活用

島根が誇る豊かな環境の保全と、その持続可能な活用を進め、いつまでも快適に過ごせる社会をつくれます。

【現状と課題】

温室効果ガス排出削減に取り組むことを定めた国際的な枠組みである「パリ協定」や、気候変動対策を含む世界共通の持続可能な開発目標である「SDGs」など、地球規模での環境問題について世界的に関心が高まっています。

そして、国は「地域循環共生圏」の創造を提唱し、各地域それぞれの自然や環境を守りながら、地域資源を最大限活用した自立・分散型の共生社会をつくることにより、グローバルな環境問題の解決を図ろうとしています。

豊かな自然と調和した生活環境は島根の強みであり、こうした世界的な潮流を活かして、持続可能な形でその活用を進め、いつまでも快適に過ごせる社会をつくることが求められています。

そのため、地域の経済的な発展や生活水準の向上が、環境への過度の負荷をもたらすことがないように、環境の保全を進め、資源の有効利用や廃棄物の適正処理による循環型社会を構築していく必要があります。

また、環境に配慮したライフスタイルや、再生可能エネルギーなどを活用した環境にやさしい産業構造の実現により、地域の魅力を更に高めていくことが必要です。

【取組の方向】

① 生活環境の保全

大気、公共用水域、地下水、土壌等の環境モニタリングや、事業者等への監視指導などを行い、安全で安心な生活環境を守ります。

② 循環型社会の推進

3R（発生抑制、再使用、再生利用）＋Renewable（再生材利用など）と適正処理を基本とし、県民、事業者、NPO等の団体、行政が連携して、地域の特性を活かした資源循環システムの構築や担い手の育成・確保などを推進します。

③ 産業振興と県民生活の向上につながる脱炭素社会の推進

事業者、県民が行う再生可能エネルギーの導入や省エネなど、産業振興と県民生活の向上、地域の活性化につながる取組を推進します。

VIII 安全安心な暮らしを守る

県民の安全安心な暮らしを守るために、防災対策を推進するとともに、食の安全をはじめとする安全な日常生活を確保します。

私たちの暮らしには、いつ起きるか分からない災害や事故など、様々な危険が潜んでいます。近年も豪雨、豪雪、地震などにより、県内各地に大きな被害がもたらされました。こうした災害から県民の生命や財産を守るために、日ごろから備えを十分にし、被害の軽減を図ります。

日常生活における事故・事件は、社会の変化によって多様化しています。被害を未然に防ぐために、防犯・交通安全等の対策が重要です。県民を守り、安全で安心して生活できる地域をつくるための取組を進めます。

取り組む政策・施策

1 防災対策の推進	
(1) 災害に強い県土づくり	94
(2) 危機管理体制の充実・強化	95
(3) 防災・減災対策の推進	96
(4) 原子力安全・防災対策の充実・強化	97
2 安全な日常生活の確保	
(1) 食の安全・生活衛生の確保	98
(2) 安全で安心な消費生活の確保	99
(3) 交通安全対策の推進	100
(4) 治安対策の推進	101

1 防災対策の推進

(1) 災害に強い県土づくり

道路防災対策、治山治水対策、土砂災害対策、海岸保全対策等により、県民の生命、身体及び財産への被害の発生の未然防止や被害の最小化を図ります。

【現状と課題】

島根県は、豪雨や豪雪・冬季波浪・高潮による被害を受けやすく、これまで多くの尊い人命や貴重な財産が失われてきました。災害危険箇所の整備状況は未だに低い水準にあるため対策を着実に推進する必要があります。

道路防災対策は、災害の防止はもとより、災害発生時における効率的かつ円滑な救命、救助、消防活動等を確保する観点からも進める必要があります。

また、豪雪時における道路交通の確保に向けた取組を強化する必要があります。

治水対策等は、昭和58年（1983年）7月豪雨をはじめとした災害などを契機に強化していますが、近年、豪雨災害は頻発化・激甚化の傾向にあり、この対応が急務となっています。

公共建築物の耐震改修は進んでいますが、民間住宅の耐震化を促進する必要があります。

【取組の方向】

① 道路防災対策

落石等の通行危険箇所の解消や橋梁の耐震化、無電柱化等を、緊急輸送道路について優先的に進めます。

また、豪雪時には異常降雪を想定した行動計画（除雪タイムライン）に基づき、各関係機関との情報共有や連携を図りながら集中除雪を行うなど、道路交通の確保に努めます。

② 治水対策

江の川流域などの近年に被害を受けた箇所や整備が遅れている県東部の市街地を中心に河川改修を進めるとともに、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策を行う「流域治水」の考え方にに基づき、治水対策を進めます。

国が管理する斐伊川・神戸川は、関係機関と連携を図りながら、残る大橋川改修と中海・宍道湖の湖岸堤の整備を促進します。

③ 土砂災害対策

医療・福祉や避難活動の拠点など災害発生時の県民生活や経済活動への影響が大きい施設等の保全を中心に、土石流・地すべり・がけ崩れに対する防災施設の整備を進めます。

④ 建築物の耐震化

公共建築物の耐震対策を引き続き進めるとともに、ホテル等、多数の人が利用する民間の建築物や住宅の耐震化を促進するため、県民の意識啓発を図ります。

また、木造住宅については、耐震対策のための必要な支援に取り組みます。

(2) 危機管理体制の充実・強化

発生が予測できないテロ事件や新興感染症などの危機に対し、迅速・的確に対処できるように体制を充実・強化し、県民の生命、身体及び財産の被害を最小限にします。

【現状と課題】

武力攻撃やテロ攻撃、新興感染症などの脅威から県民の生命・身体・財産を守るためには、何かが起こってから対応を考えるのではなく、普段からの備えを万全にしておくことが大切です。

事案発生時には危機管理対策本部等を設置し、関係機関と情報を共有して必要な対策を実施する体制を構築していますが、その体制を強化していく必要があります。

武力攻撃やテロなどの国民保護事案については、様々な事態を想定し、警察、消防、自衛隊等と連携し円滑に県民の避難誘導や救助ができるよう体制の強化が必要です。

また、新型インフルエンザ等の新たな感染症が発生すると、広範囲かつ急速なまん延により、生命や健康に重大な影響を与えるおそれがあります。令和元年（2019年）末からの新型コロナウイルス感染症が県民生活などに大きな影響を与えたことを踏まえ、引き続き、医療機関や関係機関との連携強化により、感染拡大の防止や速やかな医療の提供のための体制整備が必要です。

【取組の方向】

① 危機管理体制の充実・強化

危機管理能力や実践的対応能力の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化し、危機管理事案に対して迅速・的確に対処できるよう体制を強化します。

② テロ対策等の充実・強化

「島根県国民保護計画」に定めた関係機関との連携体制の整備や訓練などの実施により、武力攻撃やテロに備えます。

③ 感染症対策の充実・強化

医療提供体制の確保や感染症発生動向調査の拡充を図るとともに、感染症発生時を想定した訓練の実施により、感染拡大防止と医療提供の実効性を高めます。

(3) 防災・減災対策の推進

国、市町村、県民等と一体となって防災・減災対策に取り組むことにより、県民の生命、身体及び財産への被害を最小限にします。

【現状と課題】

近年、大雨など災害の発生が頻発化・激甚化しており、また令和6年(2024年)には能登半島で大規模な地震による被害も生じています。

災害の発生を完全に防ぐことはできないため、発災時に県民一人ひとりが「自助」「共助」の意識を持って適切な対応ができるよう、地域防災力を強化していくことが必要です。

自分では避難が困難で配慮が必要な高齢者、障がい者等については、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援も必要です。

また、災害が発生した場合には、被災状況を迅速に把握し、孤立地区などに対して、消防・警察・自衛隊などの関係機関と連携して救助や救援を行えるよう、平素から必要な体制を整備しておく必要があります。

そして、こうした体制が確実に運用できるよう、災害時に起こりうる様々な状況を想定し、市町村・関係機関との訓練を通じて練度を高めることが必要です。

【取組の方向】

① 地域防災力の強化

防災に関する講演会・学習会の開催や、一人ひとりの避難計画であるマイタイムラインの普及などを通じて、県民の防災意識の向上を図ります。

自主防災組織・消防団等の育成、避難行動要支援者の個別避難計画の作成など、市町村が行う地域防災力の向上の取組を支援します。

浸水・土砂災害等の被害想定を行い、市町村のハザードマップ等の作成を支援し、発災時には、避難情報や水防・土砂災害危険度情報の提供等により、住民の適切な避難行動を促します。

② 迅速な応急対策

防災ヘリやドローンを活用した迅速な情報収集や、防災システム等による市町村との情報共有、国等への支援要請が円滑にできるよう、平素から体制の整備を進めます。

また、他県や関係団体等との協定等により、国や市町村等とも連携して、食料等を備蓄・調達・輸送する体制や、災害時の医療・福祉を提供する体制の強化を図ります。

③ 各種防災訓練の実施

災害時に迅速・的確な初動対応ができるよう、防災関係機関との総合防災訓練のほか、個別に図上訓練や情報伝達訓練等を実施し、実践的な対応力を高めます。

(4) 原子力安全・防災対策の充実・強化

島根原子力発電所の周辺地域住民の安全確保を最優先に、安全・防災対策に取り組めます。

【現状と課題】

島根県には、松江市鹿島町に中国電力の島根原子力発電所があります。

原子炉は1号機、2号機、3号機の3機ありますが、このうち1号機は廃止措置中であり、2号機は国が福島第一原子力発電所事故を踏まえて定めた、新たな規制基準の適合性審査を経て、令和7年（2025年）1月から営業運転を再開しており、3号機は原子力規制委員会による審査が継続中です。

2号機については、中国電力が安全に原子力発電所を運転するよう、その動向を厳正にチェックしていく必要があります。

3号機の稼働については、原子力規制委員会の審査終了後に、国から安全性や稼働の必要性、住民の避難対策等について十分な説明を受け、県議会をはじめ、住民団体の代表も参加する安全対策協議会、専門家である原子力安全顧問、関係自治体などの意見をよく聴き、総合的に判断する必要があります。

また、万が一の原子力災害に備え、避難計画をはじめとする原発の防災対策の充実を図っていく必要があります。

【取組の方向】

① 原子力安全対策

周辺地域住民の安全確保のため、島根原発の運転状況の確認、計画等に対する事前了解、環境放射線等の測定、広報誌や講演会等による情報提供などを行います。

② 原子力防災対策

万が一の原子力災害に備え、原子力防災資機材の整備、原子力防災訓練の実施、原子力災害医療体制の充実を図るなど、国、島根・鳥取両県、原発の立地市及び周辺市と連携して避難計画の実効性向上に取り組めます。

2 安全な日常生活の確保

(1) 食の安全・生活衛生の確保

食品の生産から消費に至る一貫した安全対策及び生活衛生関係営業の衛生環境を確保することにより、県民の安全・安心な生活を確保します。

【現状と課題】

県民が安全で快適な生活を送るためには、衣食住など生活環境の衛生の確保が不可欠です。

中でも、食品は健康に直結するものであり、食品の安全・安心に対する関心が高まっています。これまで、HACCP（食品等事業者が衛生管理を行う統一的な手法）に沿った衛生管理の推進と普及に努めてきましたが、営業施設における食中毒が増加傾向にあることから、より一層の普及啓発が必要です。また、魚介類の寄生虫や自然毒による食中毒などが家庭においても発生していることから、これらの食中毒の予防対策に関する啓発を行う必要があります。

食品事業者による食品表示はおおむね適正に行われているものの、一部で不適正な表示が見受けられることから、食品事業者への周知と監視・指導を徹底する必要があります。

また、理容、美容、クリーニング、公衆浴場、旅館等の生活の衛生に係るサービスを提供している事業者においても、感染症などの健康被害の予防のため、衛生水準の維持・向上が必要です。特に、公衆浴場、旅館等の入浴施設でのレジオネラ症の発生防止に向けた対策を徹底する必要があります。

加えて、身近な動物による人への危害や感染症の予防と、動物愛護の両面から、人と動物が共生するより良い社会の構築を目指すことも重要です。依然として遺棄と思われる犬猫や不適切な動物の飼養による苦情が発生していることから、動物の適正な飼養管理が求められます。

【取組の方向】

① 食の安全の確保

食品事業者による衛生管理を徹底し、流通・販売食品の監視、県民向けの講習会等による正しい知識の普及啓発により、食品による健康被害を予防します。

② 安全な生活衛生の確保

公衆浴場や旅館等への監視・指導等により、施設の衛生確保に取り組みます。

③ 人と動物の共生の実現

動物愛護思想の普及や適正飼養の啓発を図り、犬猫の殺処分数を減らすとともに、環境被害の防止に取り組みます。

(2) 安全で安心な消費生活の確保

消費者が正しい情報をもとに商品・サービスの選択ができ、また、消費者がトラブルにあった場合の相談体制が整った環境をつくれます。

【現状と課題】

デジタル化の進展や経済のグローバル化を背景に、消費者の関わる取引が多様化・複雑化しており、特にインターネットによる契約トラブルでは消費者自ら解決することが困難になっているほか、令和4年（2022年）4月の民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、若者を中心として消費者被害が増加することも懸念されます。

県民がどこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるためには、身近な地域における消費生活相談体制の整備が不可欠です。

また、高齢者、障がい者、認知症の方など消費生活上、配慮を要する消費者の被害を未然に防ぐための地域ぐるみでの見守り活動や、事業者に対する法令遵守、取引適正化の観点からの監視・指導などによる、安全で安心な消費行動のできる環境づくりが必要です。

他方で、持続可能な社会に向けて、節電やゴミ減量につながる選択や、フェアトレード商品の購入など、社会・環境に配慮した「エシカル消費」の行動が消費者自身にも望まれます。

消費者の求める情報が正しく得られ、消費者が正しい選択のできるような環境を整えることで、社会にとって不利益な商品取引等が抑制され、消費者側のニーズも満たされる社会の実現を図っていくことが求められます。

【取組の方向】

① 消費者教育の推進

消費者が自らの利益の擁護・増進と持続可能な社会の実現を意識して自主的かつ合理的に行動できるよう、ライフステージに応じた消費者教育の機会を提供します。また、成年年齢引下げに対応し、学校と連携した若年者への教育をより一層推進します。

② 消費生活相談体制の充実・強化

県と市町村の消費生活センター等における消費生活相談体制の充実・強化を図ります。

③ 消費者被害の未然防止・拡大防止

消費者被害の未然防止及び拡大防止のため、情報提供や啓発、取引の適正化の指導等の取組や、消費者被害を防ぐ地域見守りネットワークの構築推進と運営支援を行います。

(3) 交通安全対策の推進

交通安全県民運動や交通安全教育を推進し交通安全意識を一層高め、交通環境の整備や交通指導取締りにより、県民を交通事故から守ります。

【現状と課題】

県内の交通事故は、近年、発生件数・死傷者数共に減少傾向にあります。

一方、全死者数及び全重傷者数に占める高齢者の割合は、依然として高い水準で推移しているほか、交通事故全体が減少する中で高齢者が関与する事故の割合は増加傾向にあるなど、高齢者の交通事故防止が重要な課題となっています。

交通事故の多くは、前方不注意や安全不確認等の基本的ルールの認識の欠如により発生しています。このため、歩行者や自転車利用者を含めた全ての道路利用者が、交通事故防止を自らの問題として考え、交通ルールとマナーを守り、安全運転・安全行動が実践できるよう、交通安全意識を高めていくことが大切です。

また、道路利用者の安全・安心を確保するため、道路の整備や改良とともに、人を優先する視点に立ち、あらゆる人が利用しやすいようユニバーサルデザインの考え方に基づいて歩行空間を整備するなど、交通環境の整備が求められています。

【取組の方向】

① 交通安全対策や交通安全教育の推進

高齢者の交通事故防止をはじめとした交通安全対策、交通安全教育を推進します。

また、県民の交通安全意識を高めるため、歩行者や自転車利用者を含め、全県での交通安全県民運動を関係機関・団体と協働して推進します。

② 交通指導取締りの強化

交通事故多発時間帯や交通事故多発路線など、地域の交通情勢に応じて、交通事故に直結する悪質・危険性の高い飲酒運転、最高速度違反、携帯電話使用等違反、信号無視・横断歩行者等妨害等をはじめとする交差点関連違反の取締りを強化します。

③ 安全で快適な交通環境の実現

市街地や住宅街などにおける生活道路対策や、学校周辺における通学路対策のほか、事故危険箇所を重点とした道路環境の整備、道路利用者に分かりやすい交通規制を推進します。

(4) 治安対策の推進

各種犯罪の検挙や、被害防止に役立つ情報発信等を推進し、県民が安全で安心して暮らせる日本一治安の良い地域社会を実現します。

【現状と課題】

県内の刑法犯認知件数は、平成15年（2003年）のピーク時の9,217件から約5分の1の水準まで減少し、令和3年から令和5年は全国最少となるなど治安情勢に相当の改善がみられます。

一方、特殊詐欺やSNSを利用した詐欺被害が拡大しているとともに、サイバー空間が県民生活や経済活動に不可欠な社会基盤となる中、サイバー犯罪や行政機関・民間事業者を狙ったサイバー攻撃等の発生が懸念されています。

さらに、暴力団員等の数は減少しているものの、SNSなどで緩やかに結びつく匿名・流動型犯罪グループなど新たな犯罪組織が暗躍しています。

また、子どもや女性を狙った犯罪等の前兆とみられる声掛け・つきまとい等事案やDV・ストーカー、児童虐待等の県民の生命を脅かす人身安全関連事案も発生しています。

少子高齢化の進展等社会構造の変化に対応し、今後も安全で安心な県民生活を確保するため、防犯ボランティア等との連携を一層強化するなど、地域全体で子ども・女性・高齢者をはじめとする県民の安全を守るための各種対策や犯罪被害者等への支援に取り組む必要があります。

複雑多様化する犯罪や新たな脅威に対する対処能力を強化するため、治安基盤の整備が求められています。

【取組の方向】

① 犯罪抑止対策の推進

街頭活動の強化、SNSを利用した詐欺やサイバー犯罪等の被害防止に資する情報の迅速・効果的な発信、被害者の安全確保を最優先にした人身安全関連事案の対策など、子ども・女性・高齢者をはじめとする県民の安全を守るための取組を推進します。

② 犯罪検挙対策の推進

凶悪犯罪発生時の迅速・的確な初動捜査、綿密な現場鑑識活動、情報分析システムの効果的活用等、検挙に向けた取組を徹底します。

また、検挙のために他県警察との連携を緊密にし、捜査用資機材を効果的に活用するなど、特殊詐欺やSNSを利用した詐欺、サイバー犯罪、人身安全関連事案等に対する対処能力の強化を図ります。

③ 犯罪のない安全で安心なまちづくり

関係機関・団体と連携し、防犯ボランティア、事業者による自主防犯活動の活性化を図り、子ども・女性の見守り活動や街頭防犯カメラの設置等、防犯環境の整備を促進します。

また、犯罪被害者等への支援の充実に取り組みます。

目指す将来像を 実現するために 国に求める対策

第2期計画で引き続き掲げる長期の目標（合計特殊出生率 2.07、人口の社会移動の均衡）の達成のためには、若者が結婚や出産、子育ての選択をためらう原因となっている将来不安を解消することや、若者の都市部への転出につながっている都市と地方の格差を是正することが必要です。

こうした一地方で解決することができない日本社会、日本経済全体の課題への対策を国に求めていくことも、目指す将来像を実現するために欠かせません。

国に求める対策

国に対策を求める趣旨	解決すべき課題	国に求める対策
A 合計特殊出生率を 引き上げるために 〔 合計特殊出生率 2.07達成に向けて 〕	A－1 実質賃金の減少による若者の将来不安の解消 ～「物価上昇を抑える」ことによる解決～	① 県民生活や県内事業者の経営に深刻な影響を与える為替水準の是正
	A－2 実質賃金の減少による若者の将来不安の解消 ～「物価上昇に負けない賃上げ」による解決～	② 物価上昇等によるコスト上昇分を価格転嫁できる取引環境の整備
B 人口の社会減を 減らすために 〔 人口の社会移動 均衡に向けて 〕	B－1 若者の転出につながる大都市と地方の 実質賃金の格差の是正	③ 税制の見直しなど、大胆で戦略的な政策による東京一極集中の是正
	B－2 東京一極集中の是正	

A 合計特殊出生率を引き上げるために

A-1 実質賃金の減少による若者の将来不安の解消 ～「物価上昇を抑える」ことによる解決～

〔国に求める対策〕

① 県民生活や県内事業者の経営に深刻な影響を与える為替水準の是正

【現状と課題】

平成20年代後半以降、1ドル110円前後で推移してきた為替相場は、令和4年（2022年）春頃から急速に円安が進み、令和5年（2023年）秋には150円、令和6年（2024年）夏には、160円の水準となりました。

ロシアのウクライナ侵攻（令和4年（2022年）2月）を背景に始まった物価・エネルギー価格の高騰は、円安により一層進み、令和2年（2020年）を100とした令和5年（2023年）の全国の消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）は前年比3.1%上昇の105.2となり、41年ぶりの高い伸び率となりました。

また、この急激な物価高騰により実質賃金が減少し、令和2年（2020年）を100とした令和5年（2023年）の全国の実質賃金指数（現金給与総額）は、97.1となりました。

こうした状況の中、令和5年（2023年）の全国の婚姻数は前年の50.5万組から3万組（6.0%）減の47.5万組、出生数は前年の77.1万人から4.3万人（5.6%）減の72.7万人となり、合計特殊出生率は全ての都道府県において前年より低下し、過去最低の1.20となりました。

島根県においても令和5年（2023年）の婚姻数は前年比3.3%減の2,095組、出生数は前年比9.7%減の3,759人と、それぞれ大きく減少し、合計特殊出生率は前年より0.11ポイント低い1.46となりました。

令和6年（2024年）6月に実施した県民意識調査において、「独身の方の結婚をためらわせる理由（複数回答）」について、「結婚後の生活資金」と回答された方が56.6%と最も多く、「理想的な子どもの数より実際の子どもの数が少ない理由（複数回答）」について、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答された方が39.8%と最も多かったことから、物価高騰や実質賃金の減少は、若者の将来不安を増加させ、結婚や出産、子育ての選択をためらわせているものと考えられます。また、全都道府県で出生率が低下していることからすると、こうした状況は全国で同様に起こっているものと考えられます。

行き過ぎた円安による急激な物価高騰は、食料品をはじめとした生活必需品の大幅な値上げから、県民の生活や若者の将来設計に悪影響を及ぼしているのみならず、事業者のコスト増及び利益の減少を招き、十分な賃上げを妨げる要因ともなっています。

現在は、行き過ぎた円安の局面ですが、逆に行き過ぎた円高の局面では別の影響が生じるものと見込まれます。

【取組の方向】

行き過ぎた円安など、県民生活や県内事業者の経営に深刻な影響を与える為替水準については、国に対して、金融・為替政策を通じた是正を求めています。

A 合計特殊出生率を引き上げるために

A-2 実質賃金の減少による若者の将来不安の解消 ～「物価上昇に負けない賃上げ」による解決～

B 人口の社会減を減らすために

B-1 若者の転出につながる大都市と地方の実質賃金の格差の是正

〔国に求める対策〕

② 物価上昇等によるコスト上昇分を価格転嫁できる取引環境の整備

【現状と課題】

令和2年（2020年）を100とした令和5年（2023年）の実質賃金指数（現金給与総額）は、東京都が99.2であるのに対して島根県は96.3であり、その減少幅は、大都市より地方の方が大きく、格差が広がっています。

これは、実質賃金に影響を与える2つの要素のうち消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）は、東京都の105.0に対して島根県が105.1と大差がない中で、もう1つの要素である名目賃金について、大都市では、好業績を上げている大企業を中心に物価の高騰に対応する賃上げが実施されているのに対し、地方に多い中小企業では、取引先に対する立場が弱いことなどから、コスト上昇分の価格転嫁が十分にできず、十分な賃上げが実施されていないことによるものです。

十分な賃上げができず、実質賃金が減少することは、若者の将来不安を増加させ、結婚や出産、子育ての選択をためらわせるのみならず、大都市との格差から、若者の大都市への転出に拍車をかけることにもなっています。

【取組の方向】

地方に多い中小企業が物価上昇に負けない賃上げを行う前提としてコスト上昇分を価格転嫁できるよう、大企業との対等な取引環境を整備することが必要です。

この実現のため、国に対して、発注企業に対する働きかけや立入調査等の取締体制の強化、さらには、下請代金支払遅延等防止法や独占禁止法といった法律に基づく措置や行政指導など、実効性のあるあらゆる手段を講じることを求めています。

B 人口の社会減を減らすために

B-2 東京一極集中の是正

〔国に求める対策〕

③ 税制の見直しなど、大胆で戦略的な政策による東京一極集中の是正

【現状と課題】

令和5年（2023年）の東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）の転入超過数は、前年より2万人増の11.5万人であり、転入者の大半は大学などへの進学や就職を契機とした10代後半、20代の若者が占めています。

また、東京圏に住む20代、30代の女性は、日本全体の3分の1を占めています。

令和5年（2023年）の東京都の合計特殊出生率は全国最下位の0.99であり、その他の3県は、いずれも全国順位40位台となっています。

大企業や大学が集中していることや、地方との賃金格差などを背景とした東京圏への人口一極集中は、地方からの人口流出という地方の社会減を引き起こしているのみならず、東京圏の出生率の低さから、日本全体の出生数減にもつながっています。

大都市から地方に人口を分散させることは、地方の人口が増えることで過疎問題の縮小につながるるとともに、大都市の住民にとっても、大都市の過密を緩和し生活環境が向上するプラスの政策です。さらに、若者が出生率の低い大都市から出生率の高い地方に移動することは、全国の出生数の増加につながるなど、日本全体にとってメリットのある政策です。

【取組の方向】

東京一極集中を是正し、地方の人口を維持するためには、雇用を大規模に地方に分散させる必要があります。

この実現のため、国に対して、税制の見直しなど大胆で戦略的な政策を求めています。